

令和3年第14回平取町議会定例会（開会 午前9時00分）

議長

皆さんおはようございます。只今より、令和3年第14回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は10名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によりまして、3番中川議員と5番金谷議員を指名いたします。日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、12月14日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

本日招集されました令和3年第14回平取町議会定例会の議会運営につきましては、12月14日に開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては、本日20日、21日の2日間とすることで、意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日12月21日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和3年10月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しております。次に、平取町外2町衛生施設組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について、配付資料のとおり報告をいたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。1、要望経過報告について。町長。

町長

これまでの要望経過報告をさせていただきます。ホッカイドウ競馬に関する要望を行いました。ホッカイドウ競馬は、コロナ禍にもかかわらず、発売額が史上最高の522億円となる好調を維持できている中、今後も継続的な発展が図られるよう、老朽化した施設のインフラ整備に係る必要な予算確保をお願いしたという内容でございます。要望先は北海道知事、北海道農政部長、北海道議会正副議長でございます。要望月日は12月7日、日高総合開発期成会日高町村会として要望を行っております。以上、要望経過報告といたします。

議長

2、日高地域広域交通確保対策協議会における取組状況について説明願います。まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい。それでは、日高地域公共交通確保対策協議会における取組状況について、お手元の資料に基づいてご報告を申し上げます。

日高地域広域交通確保対策協議会は、北海道旅客鉄道株式会社による日高線の廃止に伴い、その代替交通の役割を担う広域公共交通の在り方を検討するとともに、地域にとって真に必要な広域公共交通を持続的に確保することを目的に、各町の町長を委員として組織されております。協議会における取組状況について配付資料に沿ってご説明をいたします。

1の会議等の開催経過について、今年度の会議の開催状況を中心に記載しております。令和3年4月1日水曜日の日高地域広域バスの開始日には、静内駅前において特急とまも号の発着に合わせて、記念セレモニーを開催しております。以降記載のとおり各町担当課長による幹事会を11月までに6回、協議会の臨時総会を5回開催し、記載の内容について協議を重ねております。

2の主な決定事項についてですが、JR北海道からの拠出金の各町への配分、基金管理の方法及びバス車両購入、赤字補てん等運行継続に必要なバス事業者への支援の内容について、記載のとおり決議をしております。

3の協議事項については、会議中の事項及び今後の協議事項について記載しております。(1)のバスダイヤの見直しについては、来年4月以降の転換バスのダイヤの見直し案を、12月1日に開催された第5回臨時総会において決定をしております。(2)バス利用の促進対策については、コロナ禍の影響もあり、4月の運行開始から厳しい状況が続いていることから、地域住民にバス利用を促進するための方策を協議しております。特に新設のとまも号の利用が少ない状況にありますので、より一層の利便性の向上、利用促進を図る必要があります。(3)地域公共交通計画の策定については、国庫補助を受けるための条件となる法定の地域公共交通計画の策定に向けて、日高振興局を中心とする広域計画を令和4年度中に策定すべく協議を重ねているところです。その他の協議事項は記載のとおりです。

今後において、日高線廃止に伴う転換の運行状況及び赤字補てんの詳細について協議されますが、コロナ禍の影響もあり、都市間バスを中心に厳しい運営状況が示される見通しですので、管内で協議を重ね利用の促進を図り、持続的に広域公共交通が確保されるよう努めてまいります。以上、ご報告申し上げます。

議長

次に、3番、平取町教育行政に関する報告について説明をお願いいたします。教育長。

教育長

それでは、9月定例議会以降における諸般の教育行政につきましてご報告いたします。1点目の町内小・中学校の状況につきまして、北海道に対する緊急事態宣言が9月30日まで延長されていたところではありますが、学校活動については感染防止対策を徹底しながら実施をしてきたところでもあります。

9月17日には振内中学校、18日には平取中学校の文化祭学校祭が実施され、

10月9日から17日までに各小学校で学習発表会が行われております。それぞれ演目等を絞ったり、参観者を制限したり、学年によって時間を区切り、参観者を入れ替えるなどをしながら実施をしたところがございます。

10月6日には中学校英語暗唱大会が振内中学校で実施され、最優秀賞及び優秀賞の生徒が新ひだか町で行われた管内大会に出場をしております。10月20日から22日まで平取中学校の修学旅行が函館、岩手方面で行われました。また、10月26、27、29日の3日間で、町内各小中学校及び平取高校、平取養護学校を教育委員の学校訪問で訪れ、授業参観、管理職から児童生徒の状況、学校の現況など説明を受けるとともに、意見交換をしてきております。町内小中学校においては、大きな行事等が終了し、子供たちも落ち着いた状況で授業を受けるなど学校生活を送っており、先生との信頼関係を構築されていると評価したところがございます。

また、2年ぶりとなる町指定の公開研究授業の実施を10月10日振内小学校、11月24日紫雲古津小学校、12月1日振内中学校で行い、先生方の研修の機会の提供が出来たことは、コロナ禍においても有意義だったと考えております。11月11、12日には町内小学校の合同修学旅行が登別、洞爺湖方面で実施されております。8月に行う予定でありましたが、緊急事態宣言の発出により時期を延ばしたところがございますが、結果的にはコロナが落ちついた状況で実施することが出来ました。11月19日から24日までの6日間、ふれあいセンターびらとりにおいて、小中学生の作品展を2年ぶりに実施し、町民の皆さんに子供たちの作品を見てもらう機会を持つことが出来ております。

最後に11月25日から12月8日にかけて、小中学校の保護者を対象として、令和3年度から令和7年度までを期間とした平取町教育推進計画と、各学校における児童生徒数の将来推計の説明会を実施してきております。保護者の皆さんから意見や質問、要望など質疑応答を行っておりますので、結果についてはまとめ次第、常任委員会等で報告していきたいと考えております。

次に2点目、資料1、令和3年度全国学力学習状況調査の結果について報告をいたします。昨年は、コロナウイルス感染症の影響により中止となりました全国学力学習状況調査につきましては、本年5月27日に全国一斉に実施をされたところであります。小学校6年生と中学校3年生を対象として、小学校では国語と算数、中学校では国語と数学の2教科を実施しております。平取町におきましても全学校が参加をしたところであります。結果につきましては、文科省より8月31日に公表となり、北海道の各管内及び市町村の状況につきましては、11月30日に発表されたところであります。

本調査の目的につきましては、1つ目として義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し改善を図ること。2つ目として学校における児童制定の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てること。3つ目としてこれらの取組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することとな

っております。また、調査結果の解釈等に関する留意事項として、1つ、この調査の結果については、児童生徒が身につけるべき学力の特定の一部分であることや、学校における教育活動の一側面にすぎないということ。2番目に本調査の結果においては、平均正答率の数値を表しておりますが、これらの数値のみで必ずしも調査結果の全てをあらわすものではなく、他の情報と合わせて総合的に結果を分析、評価する必要があること。また、個々の設問や領域に着目して、学習指導上の課題を分析、把握し、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることも重要であることとされておりますので、ご承知おき願います。

北海道の状況としましては、平均正答率で全国との差が小学校国語でマイナス1.7ポイント、小学校算数でマイナス3.2ポイント、中学校国語でプラスの0.4ポイント、中学校数学でマイナス1.2ポイントでありました。

平取町の状況としましては、小学校5校においては、全国平均との差がマイナス7.7ポイント、全道平均とはマイナス6.0ポイント、日高管内の平均ではプラスの1.3ポイントと上がっております。

次のページ、流域別で見ますと、話すこと、聞くこと、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項で全国全道との差が大きくなっており、書くことでは、全国全道をかなり下回っております。読むことでは、全道は上回り、全国とほぼ同様という状況となっております。ページ戻りまして、算数につきましては、全国とマイナス10.2ポイント、全道とはマイナス7.0ポイント、日高ではマイナス1.2ポイントとなっております。

次ページの流域別で見ますと、数と計算、図形、測定、変化と関係、データの活用、全ての領域で全国全道をかなり下回っております。

次にページを戻って、中学校でありますけれども、国語では全国に対してマイナス2.6、全道とはマイナス3.0、日高管内とはプラスの1.6ポイントとなっております。領域別、次ページになりますけれども、話すこと、聞くことで全国全道を大きく上回っておりますが、書くことで若干下回り、読むことでは大きく下回っている状況であります。伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項においてもやや低くなっているというような状況でございます。

次にページ戻って、数学については、全国に対してマイナス0.2ポイント、全道にはプラスの1.0ポイント、日高管内ではプラス5.9ポイントとなっており、次のページ、領域別では数と式全国をやや下回り、全道とほぼ同様。図形、関数では、全国全道を大きく上回っており、資料の活用では全国全道に対して低い状況となっております。

今回の結果につきましては、全体としてこれまでも平取町における傾向としてありました、小学校では低くて中学校においてかなり伸びてくるという形があるというふうに認識しているところであります。経年比較として平成30年、今の中学校3年生が小学校6年生の時の全国学テの結果で、小学校では全国の平均正答率と比較して、国語A、算数Aで相当低い、ここで言いますAという

のは、基礎的な知識になりますけれども、Bは応用力ということになっております。国語Bでやや低い、算数Bで低いとなっており、全道との比較でも、国語A、算数Aで相当低い、国語B、算数Bでほぼ同様下位というふうになっておりました。今回、小学校3年生は、全国全道と比較して、全道に対してはやや低くなっておりますけれども、全道でも日高管内におきましても高い状況があるというような状況でございます。このような傾向でありますけれども、小学校の早い段階における、学習の習慣化や読書などによる理解力の向上、基礎学力の定着と、その活用力などを上げていくなど、この結果をもとにした学力向上策につきまして、今後さらに推進していきたいと考えており、各学校にもその旨指示をしているところであります。また、児童生徒及び学校に対する質問の結果について、それぞれ代表的なものを載せておりますので、お目通しをいただければというふうに思います。平取町の学力向上策として、授業改善の推進、学習サポートの充実、ICT支援を活用した授業者へのオンライン研修会の開催など三点ほどを掲載しておりますけれども、それ以外にも子供たちに対するノート指導、学習規律の定着、平取町の子どもたちの傾向として国語の力が弱いところがありますので、各学校において朝の読書タイムや読み聞かせを実施するとともに、自分の考えを表現する力を養うために作文、また中学生には中学生の主張大会等を開催しているところでございます。

教育委員会としましては、平成30年度より小学校6年生、中学校3年生の全国学力学習状況調査に合わせて、同日に小学校1年生を除いて全児童生徒に標準学力調査CRTを実施しており、一人一人の児童生徒の学力を把握し、経年での変化や成長、また課題となる点について分析、対応をしてきているところであります。今後も引き続き学校、家庭、地域と連携した学力向上に向けた取り組みの充実と推進を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の令和4年度新入学児童に係る就学時健診等の実施について説明いたします。本年10月22日に、令和4年4月に町内小学校に入学を予定している児童の健康診断等を実施しております。令和4年度は、現在34名の児童が入学予定となっております。学校別に紫雲古津小学校5名、平取小学校22名、二風谷小学校2名、貫気別小学校3名、振内小学校2名となっております。実施しました健康診断等の内容につきましては、内科検診のほか、視力、聴力、歯科の各検査を行うとともに、児童の発達状況を調べるスクリーニング検査をあわせて実施しております。教育委員会におきましては、この検査等を通じた中で、児童一人一人の様子を確認し、状況によりましては保護者と就学に当たっての相談等を行っており、11月30日に開催いたしました平取町教育支援委員会の協議結果を踏まえ、児童に対し必要とする教育支援並びに環境等を整えていきたいと考えております。

以上、本年12月定例議会での諸般の教育行政に関する報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、これより一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名をいたします。7番四戸議員を指名します。7番四戸議員。

7番
四戸議員

7番四戸です。先に提出してあります質問の通告に従い、質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

平取町も少子高齢化が年々進んでおります。小学校、中学校の生徒も年々それに伴い少なくなり、いろいろな面で影響が出てきていると思います。その中で、全町小学校の全国体力運動能力運動習慣等の調査が行われました。小学校は5年生、中学校は2年生が対象となりました。その年の学年において違いはあると思いますが、町にとって子供は宝です。子供たちの体力づくりについては、大事に育ててあげなければならない、そういう思いで最初の質問に入らせていただきます。

この体力の調査は、国が課題を検証し、その結果、子供の体力が低下していると判断したとき、体力の改善を図ることを目的としております。教育委員会や学校においては、子供の体力等の状況を把握し、課題に対応した施策の実施や体育、保健体育の改善を図ることを目的としています。今回、全国全道を下回る体力測定の結果をどのように分析されているのか。また、スポーツ庁では課題を把握、検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに、適切に連携を図りながら取り組むことと言っておりますが、今後、子供たちの日常的体力づくりや少年団など体育的活動をどのように進めていこうとしているのか、伺いたいと思います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。それでは私のほうから只今の質問にお答えしたいと思います。

昨年度はコロナ禍のため中止となりましたけれども、毎年小学校5年生と中学校2年生を対象といたしました全国体力運動能力運動習慣等調査が実施され、その結果が公表されております。今年度につきましては、まだちょっとその結果は出ておりませんが、また、当町におきましては、全学年を対象といたしました新体力テストを実施しております。当町の体力テストの傾向といたしましては、小学校、中学校とも、握力やソフトボール投げ、ハンドボール投げは、全国平均を上回っておりますけれども、50メートル走やシャトルランなどの走る能力が全国平均を下回っております。全国体力運動能力調査や新体力テストの結果を受けまして、各学校では、体力づくりや運動能力の改善に向けた取組みを授業やそれ以外で行っております。また、ICTの活用や、教員同士での指導方法の工夫、改善に取り組んでいるところでございます。

具体的には、例えば紫雲古津小学校では一輪車活動を実施したり、二風谷それ

から平取小学校それから貫気別小学校では、マラソンだとかに取り組んでおります。また、平小、貫小におきましては、縄跳び等も行っているところがございます。また、振小におきましては、テストの結果を受けて課題となることということで、現在は走る能力を高めるということで、体育の授業の前に必ずランニングの時間を設けて実施しているようなところがございます。また、冬季間では、現在カーリングだとか、スキー学習なども取り入れております。また、日常的な取組みといたしまして、二風谷小学校では徒歩での登下校を奨励して、体力づくりに努めているところがございます。また、町としましては、小さい頃から運動に親しむため、本町、貫気別、振内の3地区でリトルラビットクラブを開設し、様々なスポーツを通して、スポーツをすることの楽しさを体験してもらう取組みを行っておりますし、また、今年度は、紫雲古津と二風谷の放課後子供教室でも同様の取組みを行っているところがございます。少年団活動につきましては、どの団体も団員数の減少で、特に団体種目の維持が難しくなっている状況でございますけれども、他町との合同チームを編成するなど、工夫しながら活動しているところです。昨年からのコロナ禍の中で、学校の臨時休業や体育施設の休館がありまして、スポーツを行う環境にも制限があったことから、今後は、家庭でできる体力づくりの方法など、保護者や子供向けの教室などを実施していきたいと考えているところがございます。以上です。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

7番四戸です。課長、答弁ありがとうございました。先ほども質問しておりますけれども、子供たちの日常的な体力づくりなのですけれども、これについてもう1回質問したいと思います。特にさっき冬場にはカーリング等をしているという課長の答弁もございましたが、冬における体力づくりが少ないのではないかなと私は思っております。これは夏場と比較した場合、夏場は川に行ったり山に行ったり、またスポーツしたりとかいろいろすることはあると思いますけれども、そこで私たちの子供の頃はどこの学校においても、先生や親がスケートリンク場をつくり、冬場の体力づくりに大変なりました。このスケートリンクも最近は温暖化のせい、15年ぐらい前だと思いますが、無くなってしまいました。もっと前かもしれません。そこで今、冬は部屋にこもりがちになっている子供が多いと思います。そこで私は、冬場の体力づくりについて、学校や保護者と連携を図りながら、冬のスポーツを考えたほうがいいのか、体力づくりに向けて考えてほしいと思いますけれども、その点について教育委員会の考え方を伺います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習 課長	<p>はい。只今のご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>スケートリンクにつきましては、現在作っているところは振内小学校で、作っているところで残りの学校についてはもう既に作ってなくて、また二風谷のファミリーランドにあったスケートリンクが、数年前から使えなくなったということで、それまでスケート学習をやっていた学校もスケート学習が出来なくなっているという状況になっております。それで冬場の体力づくりでございませうけれども、今おっしゃられたように、なかなか外での活動が出来ないということなんですけれども、学校におきましては、中休み時間だとか昼休みの時間、子供たちが児童会の活動ということで、全校のレクレーションだとか遊びを通して、体力づくりを行っているところでございます。外でなかなか活動する機会がなくなってきているのですけれども、うちの町としましては、冬休み期間中にスキー教室だとかも実施しておりますし、機会を見て子供たちの体力づくりに努めていきたいというふうに考えております。以上です。</p>
議長	7番四戸議員。
7番 四戸議員	<p>今後においても子供たちの体力向上のため、教育委員会も良い考え方を進めていってほしいと思います。</p> <p>次に、2番目の質問に入りたいと思います。教育推進計画の中で、豊かな心の育成を図る社会教育等などが書かれております。その中で指導者の確保と育成支援がありますが、まず指導者の確保は出来ているのか。また、スポーツの振興を図るためスポーツ協会、スポーツ少年団にどのような活動支援をされてきたのか、この点について伺いたいと思います。</p>
議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	<p>はい。まずスポーツ指導員の関係でございませうけれども、当町にはスポーツ指導員とスポーツ推進員ということでございまして、まずスポーツ推進員につきましては、町民の求めに応じてスポーツの実技指導だとか、スポーツ活動の促進のための組織の育成、それから教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事等への協力、スポーツ団体等の行うスポーツに関する行事への協力、スポーツについての理解を深める活動等を推進するために、スポーツ推進員が平成26年度から、それまでの体育指導員というものの名前を変えて設置してございまして、現在、7名の方を委嘱している状況でございませう。また、スポーツ指導員につきましては、各スポーツ協会だとかスポーツ少年団からの推薦に基づいて選任してございまして、全てのスポーツ団体で確保されている状況でございませう。それで、それぞれ指導に当たってもらい、スポーツの振興に努めてもらっている状況でございませう。スポーツ少年団につきましては、現在5団体58人が登録してございまして、それぞれの少年団は複数の指導員により活動をし、競技力の</p>

向上に努めているところでございます。このほかに、少年団には登録しておりませんが、サッカーや空手などに取り組んでいる子供たちがいるところでございます。それからこれまでスポーツ推進員だとか、スポーツ指導員という方の活動だとかにつきましては、地域や団体が開催する体育関連への協力ということで、今年はちょっと実施しておりませんが、マラソン大会だとかスキー教室の時の運営、それから指導に当たってもらっておりますし、あと、北海道のスポーツ推進員の研修会への参加だとか、平取町の生涯学習委員会に入らせていただきまして町の体育行政の計画だとか、それらの立案に携わっていただいているところでございます。それから当町の社会体育でございませけれども、これは自治振興会が主催しております各地区のスポーツ祭フェスティバルの運営には、全面的にうちの社会体育の係が協力しているところでございます。また、各地域のスポーツ関連事業については、その内容により準備や指導等の協力を行っております。各スポーツ団体が開催する大会は各団体や協会がそれぞれ行いますから、協力要請があった場合、依頼の内容によってできる範囲で協力しているところでございます。以上です。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

7番四戸です。課長から今活動支援等の状況が話されましたけれども、私はまだまだ活動支援が足りないのではないかなというふうに考えております。今後活動支援のほうよろしく願いいたします。

次に、この規則に関することについてお聞きしますが、第2条の3について伺います。この規則では、学校、公民館等の教育機関、その他行政機関に行うスポーツ行事または事業に関して協力することとなっておりますが、今までスポーツ推進委員としてどのような活動支援をしてきたのか、もう一度具体的に説明してください。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい、お答えいたします。先ほどちょっと言いましたけれども、町で主催しておりますマラソン大会だとか、初心者スキー教室、ちょっと今年度から中止をしておりますけれども、小学校の陸上競技大会ということで町教委主催の行事のときに大会の運営だとか、あと指導等に当たっていただいております。

また、各種会議だとか出ていただきながら、先ほど言いましたけれども、体育のスポーツ行政に関する事業の計画だとかについて、検討していただいているところでございます。以上です。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

次に、この2条の4になりますけど、4では、スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事または事業に関し、求めに応じて協力することとなっていますが、その他の団体とはどのような団体を指しているのか、説明してください。また、スポーツ団体等に推進員の支援があることをきちんと周知しているのか、その点についても伺いたいと思います。

また、(2)では、住民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ることとなっておりますが、最近において、どのような育成を行ってきたのか、この点についても伺いたいと思います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。まずスポーツ団体その他の団体となっていますけれども、その他の団体というのは、例えば自治会だとか、そういう住民組織になろうかなというふうに考えております。それで、このことをスポーツ団体に周知しているかということなのですけれども、これについては周知はしておりませんが、社会体育のほうだとかに協力要請が来た場合、お願いできることがあればこちらから推進員のほうに声をかけながら、協力できる時は協力していただくというようなことになっております。また、スポーツ活動の促進のための組織の育成を図ることということになってはいますが、これについては、現在具体的に何か取り組んでいるということは、現状ではちょっとないというような状況でございます。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

今は、高齢者のスポーツ、健康づくりにパークゴルフ、ゲートボール等が行われております。それで役所関係の大会においては、当然教育委員会や推進員の方が協力してくれるとは思いますが、パークゴルフで、今年ゆから杯をしたときに教育委員会から、協力を求めたときに協力出来ないというふうに言われました。その点について、やはり高齢者にとっては健康づくりに大事なスポーツだと思っております。今後その点も考えていただけないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい、お答えいたします。うちの社会体育係は、基本的に各スポーツ協会だとか、スポーツ団体が主催する大会の運営とかについては、基本的にはお手伝いというか、直接的にはお手伝いしておりませんが、何かお願いされた場合に、例えば事務的なものでしおりを作ったり、案内をつくったりということでは出来ないということであれば、その辺のお手伝いできますけれども、今言わ

れたように、パークゴルフの大会のお手伝いを今年度断られたということだったのですけれども、実はパークゴルフの協会につきましては、月例で毎月、自分たちで大会を行っているというような状況もありますし、そこでうちの社会体育として、ほかの団体に関して月例でやっていたり、定期的に行っている大会については人的にお手伝いをしていないということもありますので、何か必要な事務的なことであれば、支援ということでしてきますけれども、今回につきましては、人的に土曜日でしたか、土曜日にやるということで、なかなか職員をそこに出していくというのなかなか難しいところもありますので、今回は断っているということ、今回というか基本的にはそういう団体の大会については断っているということで、ただ、ゲートボールにつきましては、事務的にも人数的にも少ないということで、実施をしているところはありますけれども、パークゴルフだとかほかの団体につきましては、自分たちで運営できるということは十分こちらではそういうふうに判断しておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

課長の今答弁の中で、ゲートボールはもっと高齢化している、だから手伝わないといけない。パークゴルフは人員が多い。高齢化ももっと低い。そのような答弁のあったように聞こえました。けどパークゴルフだって、80代を越えた人が半数ぐらいいるのです。人数は60名そこそこなのですけれども、それもいろんなパークゴルフ協会としても、パークゴルフの大会は必ず協力しているはずなのです。行政なんかで行うパークゴルフ大会については、だから何回も手伝ってくれと言っていないのですよ。年に1回なのですよ。最後の大きな大会で日高町との交流もあるのですけれども、やはりその辺をもう少し考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。当初始まった時に、2年ほどお手伝いした経過がございます。ただ、内容を見て、当日うちの職員が行かなくても十分できるというようなこともありまして、今回そういうふうなことで対応させていただいておりますので、今後、どうしても人員的に厳しいだとかいうのがあれば検討していきたいと思いますが、そういうことでご理解いただければと思います。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

理解出来ないのだけれども、来年度からよろしく願いいたします。
次に、パークゴルフのことはやめますけれども、3番目の質問に入りたいと思

います。このことにつきましては、総務常任委員会において、11月18日、小学校、中学校の調査の説明がございました。また、今日も教育長のほうから、いろいろと説明がございましたけれども、その中で私も前の委員会のとき一部分質問し、教育長から答弁をいただきましたが、もう一度改めまして質問をしたいと思います。

小学校においては、国語の読む力については全道を上回っていますが、書くことについては大きく下回っております。中学校においては、その反対となっております。先ほども質問した体力の場合と同様で、その年の学年において違いはあると思いますが、国語の力は、私は教科の中でも重要であると考えております。その国語の力が不足したら、他の教科にも大きく影響すると思います。教育委員会としては、授業の改善が図られたと分析されておりますが、学校での授業でどのように改善されているのか。また、図られていない部分については今後どのような分析を考えているのか、その点について伺いたいと思います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。只今のご質問にお答えします。全国学力学習状況調査だとか、標準学力検査の結果を踏まえまして、当町では各小中学校において、児童生徒の課題を把握するとともに、学校として伸ばしたい能力や足りない部分を分析して、授業改善に取り組んでいるところでございます。国語において読む力や書く力は、他の教科を学習する上でも必要な力であり、将来の社会生活でも重要となってきます。各小学校では、国語の授業はもちろんですけれども、朝の読書だとか読み聞かせなどを実施し、子供たちに本を読む習慣を付けてもらうよう取り組んでおりますし、また、日記や作文により、書く力を身につける取組みを行っているところであります。全国学力学習状況調査の結果につきましては、今、議員申し上げたとおり、年代によって大きなばらつきがありまして、どうしてもその年によって、やはりできる学年とできない学年というものもあります。それらについては経年というか、小学校から中学校になってどのくらい伸びたかというのも分析しながらやっていくということで考えております。

今後、新学習指導要領にあります個別性最適な指導を行うということで、児童生徒一人一人に寄り添った授業が必要となってきますので、今後も町教委といたしましては、教育推進研究事業による公開授業や各種研修への先生たちの参加奨励をいたしまして、教員の指導力の向上や授業改善が図られるよう、各学校の取組みを支援していきたいというふうに考えております。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

要因については、まだまだ複数あると思いますけれども、常任委員会のときに、教育長も今日も先ほど話されておりますけれども、平取町の傾向として、読む

力だとか、応用する力等が劣っていると答弁されております。また、子供の傾向として、読書だとか新聞等を見る時間をアンケートの結果では短いという結果が出てきているとも答弁されております。また、学校図書への整備に力を入れていきたいとも話されておりました。文科省では、2017年から2021年で学校図書館の整備に地方財政措置を取ってきておりますが、この国からの支援によって平取町の全学校の図書館の整備はでき上がったのか。これについてお聞きしたいと思います。また、整備されたのなら今後の活用などについても説明してください。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。学校図書の整備につきましては、地方財政措置ということで、普通交付税に算入をされてきているところなのですけれども、その財政基準の金額よりは、うちの町の図書購入費ということは少ない状況でございます。これは他にかかる、例えば学校の維持費だとか、いろいろなものでかかってくるので、そちらのほうに回っているというところで、ちょっと図書費が全てそちらの図書費に回っているかというところではないという状況で、図書の整備については、年間各学校ごと順次に進めているということでございまして、まだまだこれから整備をしていかなければならないかなというふうに考えているところでございます。以上です。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

課長がまだまだ整備しないとならないところがあるというふうに答弁されておりますけれども、今後整備されるよう、よろしく願いいたします。先ほどもお話しましたが、子供たちが新聞を見る時間が短い話をいたしました。今、全国では、57%の学校が新聞による学習指導を行っています。新聞協会の肩を持つわけではございませんけれども、今、全国の新聞の購入についても、国からの財政措置がされておりますので、平取も学校図書に新聞を置いて学習指導に利用されたいかと思いますが、教育委員会はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

はい。新聞の購入でございますけれども、中学校におきましては、それぞれ平中、振中とも新聞を購入いたしまして、それを図書室ではないですけれども、配架いたしまして、生徒がいつでも読めるような状況になっております。また小学校におきましては、一般の新聞はなかなか読むのは難しいということで、子供新聞というのがあるのですけれども、それを二風谷小学校と貫気別小学校

で取って子供たちが見れるような状況にはしております。残りの学校についてはちょっとそういうことはしておりませんが、新聞についてはそういう状況です。それで只今、四戸議員が申されました新聞を活用した授業ということで、これについては、いろいろな学校での取り組みありますので、今後そういうのが取り組んでいけるのかどうかということも含めて、学校のほうとの協議をしていきたいなというふうに考えております。以上です。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

よろしく願いいたします。今、日高管内において新聞を学校図書に配置している学校は41校中20校です。新しい学習指導要領改正のポイントの中では大きく3点ほどに分けております。1点目は、知識、技能、これは何を指しているかといいますと、先ほど言った知識だとか技能をさしていることだと思います。2点目は、思考力と判断力、表現力等、これについては、理解していること、できることをどう使うかということだと思います。3点目は、学びに向かう力、これは人間相当の力と人間性等でございます。これはどのように社会、世界に関わり、より良い人生を送るかなどが示されております。私は、子供たちが国語の力を上げるため、学習指導の中にこの新聞を取り入れてはどうかと思いますけれども、もう一度、教育委員会の考え方を伺っておきたいと思いません。

議長

教育長。

教育長

今の質問にお答えしたいと思います。新聞を教育に活用するというので、NIEという団体がありまして研修を行っているということで、うちの町の先生もそれに何人か入ってその研修をしたりだとか、公開授業を行ったりだとかを管内でやったりしておりますので、先生方のほうにも積極的にそういうものを活用した授業を展開するような形で指導していきたいというふうに考えておりますし、各学校で学習発表会また学校祭文化祭で学級新聞等を作って展示したりということで、その際に新聞を非常に活用しながら作成するというのもあり、その時期には新聞を十分に活用したりだとか、自分たちの意見を書いたりだとかという部分で活用されているという状況にあります。

先ほど議員が言われているとおり、平取町の子供たちなかなか国語の部分で力が少し弱い部分があるということで、先ほどから課長も話しておりますけれども、読書の時間ですとか新聞を読む時間、今、非常にコンピューターのゲーム等に割く時間が多くなってきているということもありまして、その部分を増やしていった読む力だとか理解する力を増やすような形で、学校ばかりではなくて、家庭でもそういうような力を十分つけてもらいたいということで、町内のPTA連合会だとかそういうところでも話をしながら、保護者の方にも理解を

してもらってそういう時間を作ってもらおうというふうに考えております。

議長

7番、四戸議員。

7番

よろしく願いいたします。

四戸議員

今日の質問の最後になりますが、教育長は教育執行方針の中でも、今日私が質問したことなどを言われておりますけれども、子供たちの体力づくりや子供たちの学力向上に向けた教育長からの答弁をお願いいたしまして、私の質問はこれで終わりたいと思います。

議長

教育長。

教育長

質問にお答えしたいと思います。四戸議員から質問のありました体力の問題、またスポーツ関係の団体の問題、また子供たちの学力の問題ですけれども、体力、また学力についても学校だけが頑張れば上がるというものではありませんので、各家庭でも小さいときから学校に通う前から運動習慣だとか遊びを通してスポーツを知るだとか、今テレビですとかユーチューブだとかいろんな媒体がありますので、そういうものも含めて子供たちに運動する力をつけていきたいというふうに思っておりますし、根本的に調査によると1割強の子供たちは、スポーツが嫌いというようなアンケート結果が出ているということなのです。その子供たちに、いかにスポーツに興味を持ってもらうかというのは、本当に最初の段階でちょっと無理だなというふうに思ってしまうと、それが後々まで響いてしまうということもありますので、その段階で遊びを通してスポーツ、体力づくりに向かってもらうというような力をつけてもらいたいというふうに考えておりますので、教育委員会としても、先ほど課長が言ったリトルラビットクラブということで、小さな子供たちに遊びを通して体を動かすことの楽しさや大事さを学んでもらうということで進めていくというふうに思っておりますし、先ほどから言っているとおり、幼児期からそういう習慣を身に付けてもらうということを保護者の皆さんにも理解してもらって、お互いに進んでいきたいというふうに思っているところです。

学力につきましては、前回の常任委員会でも話したとおり、各学年によって非常に差があるというような状況になっています。また、うちの町については、小学校5校ありますけれども、そのうちの4校は複式の授業をやっているということで、なかなか複式の授業というのは、議員の皆さんも学校訪問で見られているとおり、2学年が入って先生が一人でその両方を1時間の間に教えるというような形で、非常に大変な部分があります。先生方ももちろんそうですけれども子供たちもそう、簡単に言えば40分の授業のうち、20分は1学年にかかりますけれども、あとの20分は違う学年のほうを教えるという状況もありますので、少人数制の学校、授業に非常にいい部分もあります。個別に

指導に当たれるとか子どもたちの状況が非常に分かるだとか、そういう部分もありますけれども、授業の中で言いますと、先ほど言ったとおり一つの授業の中で2学年が授業を行うということで、非常な負担が出てくるという部分もありますし、これは町の大きさだとか、学校の距離だとか、そういう部分もあるので、一概に統合して一つとにいうのはなかなか難しい状況ではありますけれども、その中で今 GIGA スクール構想ということで、子供たちにパソコン端末が1台当たっているような状況。また、授業の中で電子黒板だとか、デジタル教科書を使いながら授業を行う I C T 関係が非常に進んできているというような状況もありますので、そういう機器を有効に使いながら、子供たちの身につくような授業をやっていききたいという部分もありますし、こう言ってはなんですけれども、先ほど行政報告の中でも説明したとおり、この全国学力学習状況調査は、子供たちのある一面を捉えたテストということになっていますので、これで全て子供たちを評価するのではなくて、結果を見ながら、先ほどから話しているとおり、どの部分が弱いから強めていくだとか、この部分は非常にすぐれているのでそこを伸ばしていくだとか、個別にそういう対応をしていくためのテストというふうに教育委員会としては考えておりますので、その分も十分学校のほうにも理解してもらいながら、状況に合った授業を行うということで対応していききたいというふうに思っております。また議員が言ったとおり、新学習指導要領では、年齢に応じた資質だとか技能を教える。また、思考力、判断力、表現力を強める。また今までは、先生方が何を教えるか、それも十分大事なのですが、受ける方が何ができるようになるかが非常に大事になってきているということで、高校入試だとか大学入試もそういう方向に変わっていくということもありますので、そういう思考力だとか判断力、自分を表現する力を強めながら、自分が何をやりたいのかだとか、どういうことを研究したいのかだとか、そういう気持ちや心を育てるような教育をしていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長

四戸議員よろしいですか。以上で、四戸議員の質問を終了いたします。

次に10番松澤議員を指名いたします。10番松澤議員。

10番
松澤議員

10番松澤です。先に通告しておりました平取ダム周辺の整備について伺います。平取ダム管理棟、すずらん群生地、植物保全区、野外植物園は、それぞれの担当部署において整備が行われています。この地域は、アイヌ文化の関わりが深い場所でもあり隣接していることから、この地域を一つのエリア、平取の新しい観光地として整備をしていってほしいと考えます。そこでまず、それぞれの現在の整備状況を伺います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ
施策推進
課長

質問にお答えしたいと思います。平取ダム本体の建設工事のほかに、開発のほうでダム周辺の整備を進めてきておりますので、私のほうからは開発が行ってきた整備の状況についてお答えしたいと思います。

平取ダム管理棟については、建物は完成し4年度より一般の方の来館を予定して、現在、展示関係の作業を進めているところです。1階から2階にわたり展示パネルやモニターを配置し、流域に関係するアイヌの精神文化、文化的景観、遺跡や歴史などを解説する内容となっております。1階の入り口には、シマフクロウの映像をコンピューターグラフィックで見ることができ、来館者を迎える工夫がされております。また、管理棟周辺を散策できるように、フットパスを整備しております。チノミシリと言われる祈りの対象となっていた場所を展望できる場所をつなぐ約2キロのコースとなっております。このほか、すずらん群生地の下段に位置する植物保全区をアイヌ民族植物園として整備を進めてきております。この場所には、平取ダム建設工事で支障となる樹木や草本の移植、種から育てた苗木の植栽を行い、この場所においても令和4年度の一般開放に向けて、樹木や草本などの解説版の製作、設置を予定しております。

また、群生地と野外植物園をつなぐ人道橋を整備していますので、鑑賞会に訪れた方が自由に行き来することが出来ます。平取ダム管理棟、フットパス、野外植物園の開放時期は、現在、沙流川ダム建設事業所と協議をしているところではありますが、平取ダム管理棟の展示施設は、4月から野外植物園については、すずらん鑑賞会の時期に合わせて5月から、フットパスについては、周辺に猛禽類の生息が確認されており、保護の観点から毎年3月から7月上旬までは立ち入り禁止としておりますので、フットパスの利用は7月中旬頃からになる見込みとなっております。整備については、これまで沙流川ダム建設事業所長、平取アイヌ協会の三者で整備内容について協議をしながら進めてきております。また、対策室の職員も展示パネルの製作段階から現在の仕上げの段階まで、解説文の内容や構成に携わり、野外植物園の整備にも深く携わってきております。現在の整備状況については、以上となります。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

はい。私のほうからは、すずらんの群生地についてお答えいたします。すずらん群生地環境整備活用として、令和元年度より調査や改修等を進めております。モニタリングにより、すずらんの現状把握や分布状況の経過等を調査し、その調査結果をもとに育成や環境の改善を図っております。また、観賞路等の改修についても順次行っております。以上でございます。

議長

10番松澤議員。

10番

はい、丁寧なご説明ありがとうございます。詳しくわかりました。かなり充実

松澤議員

した管理棟になると思います。ハイテクな感じになるようです。

すずらん会場は、ある一定程度しか人員配置をしていないですし、管理棟には、今伺ったら常時人が配置されるようにすれば、1階に受付のようなところも見学に行ったときにあったようですし、そういう面で観光客が来た場合、案内説明などしてくれると、より理解してさらに興味がわく場所になると思います。一度来た方がSNSで拡散していただけるということもあるので、それも人と人との触れ合いと丁寧なおもてなしが、次につながっていくことだと思います。そこで、平取管理棟の受付業務を行うところが、総合案内所的な役割を担うなど関係課が連携して誘客に取り組むべきと考えているのですが、町の考えはどうでしょうか、伺います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ
施策推進
課長

はい。質問にお答えしたいと思います。総合的な案内所的な役割ということでございます。令和4年度から展示スペースやトイレなどを、一般の方の利用が可能となります。すずらん鑑賞会や幌尻登山に訪れる方が立ち寄ることが想定されております。そこで令和4年の5月下旬から10月末までの期間については、管理棟内の事務室に対策室の職員2名を配置し、平日、土日を含め、来館者の対応を考えております。時間については、9時半から4時半の予定となっております。そこで周辺一帯の案内マップなどを配布し、周辺施設の紹介や案内を行うことで、総合案内所的な役割は果たしていけると考えております。また、新たに整備されたエリアの活用については、引き続き関係課と連携を図り取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議長

10番松澤議員。

10番
松澤議員

私、秋に金山ダムのほうへ行ったのですけれども、あそこも1階にいろんなパネルとかありまして、床のほうにも地図があったりしたのですけれども、ご用の方は2階へという感じだったのですけれども、何かとても寂しいような感じがしたのです。それで人と人が触れ合うというのは本当に大事だと思っておりますし、平取ダムは、以前見学したときに、先ほど言いましたけれども事務所的なスペースがありましたので、そこでそういうことが出来ないかなとちょっと思っていたものですから、そういうふうにしてもらえるということは、対応ができるということは、ぜひPRしていただける場所となっていただけなのではないかなと思います。フットパスも2キロというのは結構長いと思いますけれども、そこを管理棟がそういう案内所的なことができるのであれば、ほかの地区に行くのも結構広いんですね、歩いて行くには結構長い距離がありますので、群生地と植物保全区をつなぐ橋も整備するということがだったので、自然を感じていただくために、例えば自転車とかセグウェイなどを貸し出すようなことを検討

してはいかがかなというふうに思っております。車で移動というのは中途半端な感じの距離で、ぜひ歩いていただきたいなと思ったときに、そうそう簡単に歩けるような距離ではないので、何かちょっと検討してほしいと思うのですが、どうでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ
施策推進
課長

はい、ご意見ありがとうございます。まず、沙流川ダム建設事業所とで今の自
転車の関係、協議させていただきたいと思います。最終的には安全対策が十分
図られるという判断がされるのであれば、検討をしていきたいという形になる
かなと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。よろしくお願
いいたします。

議長

10番松澤議員。

10番
松澤議員

次に植物保全区、野外植物園というのは、新たに整備されたエリアでございま
す。詳しい内容はちょっとまだわからないのですが、先日、アイヌ施策
関係職員研修会というところに行きまして、そのときにアイヌ民族植物園とし
ての整備と観光商工課長が説明されていまして。ぜひ、先ほども課長がおっし
ゃっていましたが、この流域はアイヌの精神文化、文化的景観、遺跡や
歴史にかかわりがある深い場所というところでもありますので、ぜひ、アイヌ文
化を理解し、興味を持ってもらうためにも見ていただきたいと思ひますし、期
待もしているところがございます。すずらん群生地と植物保全区は、すずらん
群生地のすぐ下のほうに本当に隣接しておりますので、観光客を呼び込むため
の観光商工課としてはPRを兼ねたプランの作成を行ったり、また連携して統
一感のある看板を設置するなどいろいろ考えられると思ひますが、これらの進
め方を今なさっていることがあれば伺っておきたいと思ひます。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

はい、それでは只今のご質問についてお答えさせていただきます。
今までは、初夏の時期のみ、すずらんの時期のみ、PRや来場していただき
ておりましたが、今度、平取ダム及び管理棟、フットパス、植物保全区など新た
に観光資源が増えていくことを踏まえまして、まだ具体的なプランはこれから
になりますが、関係課、関係機関と連携しまして、新たにパンフレットを作っ
たり、今おっしゃったとおり看板の設置、そして雑誌等メディアへのPR、そ
して様々なSNSも活用しながらの発信に努めながら、多くの方にまず存在を
知っていただき、来ていただき、見ていただきたいと考えてございます。以上
です。

議長

10番松澤議員。

10番
松澤議員

はい、本当にそう思いますので、ぜひよろしく願いいたします。
次に、それで結局は、いちばん老舗のすずらん群生地なのですけれども、すずらん群生地は、文化的景観の特性を生かしながら、隣接するエリアで進められている平取ダム建設事業所関連の施設整備やアイヌ文化保全活動に係る施設との連携に十分配慮しながら保全育成を進めていくという、要するにそこだけではなく、いろんなまわりのことを考えながら、それで保全育成を進めていくということをしなければならないということで、そこで結構大がかりな調査を行っているということです。それで、ただただ雑草を抜けばいい訳ではなく、綿密な計画に従って進めていかなくてはならないのだと思います。その計画のすずらんの育成保全計画の実施体制のところの部分で、平取町は、育成計画の管理と推進、モニタリングは専門職の方、育成保全メニューの実施、それは外部のボランティア等の共同作業にとあります。実施メニューということは、除草ということだと思えるのですけれども、現在、すずらん群生地の整備、除草作業は商工女性部の方、エコネットワークの小川先生及び会員の皆さん、まちだよりでの一般公募で来てくれた方、そして畜産公社、観光商工課の職員で行われています。その中で参加した方とお話したのですけれども、この人数で終わるものではなく、もっと人数いれば終わる、いなければ終わるものではないと思いつつやっていたということをお聞きしました。もっと多くの人に関わってもらえるためには、例えば除草作業に参加してくれた方に、例えば焼き肉ごちそうします、おにぎり持参ください、好きなお野菜持ってきてくださいとか、そういう何か楽しみを持ちながらのお誘いといいますか、やりましょうというような形のことを考えると、例えばそうすると鑑賞会の前にそういうことの作業がなされると、ぜひ鑑賞会にも絶対来たくなると思うのです。自分が関わったという部分で。そういうふうになれば、一緒に除草作業した時の町民と町民以外の方との触れ合いにもなるかと思えます。また、違った楽しみで来ていただけるのかなということもちょっと考えました。現在行われている内容の幅を広げて、多くの人に関わってもらえるように、私がさっき言ったことをすれというわけではないのですけれども、何かイベントを考えていってはいかがかなと思いますけれども、どうでしょうか。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

はい、それでは只今のご質問にお答えさせていただきます。
例年、すずらん群生地の除草作業につきましては、今おっしゃったとおりの団体個人様のご協力を得ながら、すずらんの育成に取り組んでいるところでございます。除草については、確かにまちだよりだと一般公募ですと、なかなか協力していただける方が集まりにくいという現状が確かにございます。除草につ

きましては、モニタリングの調査の関係でも、一定程度すずらんの育成については、良い傾向を示しているということもわかっておりますので、今後も除草作業を続けるに当たりましては、ご協力していただいた方には、何かしら特典というか、今おっしゃったような何かいいことがあるような仕組みづくりを今後検討して、もっと多くの方にすずらん群生地今の状態を知っていただきたいと考えております。そして、町内外の方がお見えになったら、様々な交流も図れますし、すずらんの現状、そして新たに出来上がる観光資源についても知っていただけるのではないかと思いますので、今後、何かそのような参加しやすいような仕組みづくりを検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長

10番松澤議員。

10番
松澤議員

すずらん群生地の下には、課長が言ってくれたようなことをしていただければ本当に助かると思っておりますけれども、私、すずらん群生地のほうに何かベルが、ああいうのとか、6月ってジューンブライドという時期もありますし、例えばすずらんを抜いた後に、誰か1組の方に来ていただいて、そこで結婚式みたいなのをして、ゆからの宿泊券は差し上げるとか、そういう来ていただいた方に、先ほど焼肉と言いましたけれども、平取町飲食店の食事券を差し上げるとか、すごく平取っているいろんなことをやろうと思えば、すごく連携しているいろんなことができる町ではないかなと私は思っています。それに、そういうことを全てのことで、あの場所は何かできるのではないかなと私すごく期待をしている場所なのでよね。それで、秋に何回か行ったのですけれども、すごく紅葉がきれいで、平取の新しい発見が自分でも出来たなと思っております。隣接した町有地に町民から石を寄附していただいたということで、自然石を使った記念碑が建っていますが、その周辺もすごい紅葉がきれいで、すずらん群生地の中にある樹木も紅葉がすばらしかったというのを覚えてます。それらも含めて、あの一帯は平取の名所になると思っております。それで私、できれば1年中何らかの魅力を発信できる場所になってほしいなということを感じておりますけれども、先ほど聞きましたら、猛禽類の関係もありフットパスはということもちょっとお聞きしましたので、制約はあるかもしれませんが、これから本当にあそこをぜひ連携取りながら、平取町のすばらしい観光地として、そしてあと観光地だけではなく、アイヌ文化を発信する場所として、ぜひ整備していったほしいと思っております。今一度、町長に思いを伺って、私の質問を終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長

町長。

町長

今のご質問にお答えさせていただきます。先ほどからも、課長の答弁にもございましたけれども、以前から平取町を代表する観光の地域としてすずらん群生

地がございまして、町としても貴重な観光資源ということで保全を図っているというようなことになってございます。沙流川総合開発事業で二風谷ダム、平取ダム、約半世紀の時間を費やしましたがけれども、平取ダムが完成して、これで沙流川流域の洪水対策としては、非常に強固なものになったというふうに思っております。また、ダムができることによって、ダム自体もやはりいわゆる観光資源になりますし、付随するその展示施設もこれは人を呼べる非常に大きな可能性を持つかなというふうに思っております。いろいろご質問や答弁に地域の観光的な資源が集中しているというようなところもございまして、ぜひそういったものを連携させながら、本当に人を呼べる取組みを強化しなければならないというふうに考えているところでございます。

今ほかに、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化というようなものがございまして、すぐ隣接する豊糠地域も登山口として、いろいろとまた違った可能性が出てくるかなというふうに思っております。そういった町全体を通年訪れてくれるような、そういう観光の取組みを今後ぜひ考えていきたいということで、平取町としてはそういった豊かな自然、それからアイヌ文化という、そういう素材もありますので、最近、物見遊山的に一時的に観光バスでどんと来て、どんと帰るといような観光ではなくて、コミュニティベースといいますか、その地元の人々の暮らしの中で観光体験するとか、それからアドベンチャーツーリズムという本当に体験型に移行するというような傾向にあるということでございますので、そういった豊富な資源をそういったものに連携させて、結び付けて強化を図ってまいりたいというふうに思っております。そういうところのいろんなプログラム等の組立てを強化しなければならないというようなことも感じておまして、まずその地元で演出、提供できる観光協会の強化ですとか、いわゆるDMOという組織の受皿の整備をぜひ急ぎたいというふうに思っておりますので、今日の松澤議員からいただいたご意見も参考に、特にあのエリアを中心に、それが町全体に及ぶような観光振興策をイベントも含めて、いろいろ今後検討させていただければというふうに思っています。以上です。

議長

よろしいですか。以上で松澤議員の質問を終了いたします。

休憩いたします。再開は11時10分ということでよろしくお願いいたします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

それでは、再開したいと思います。

一般質問、続きまして8番鈴木議員を指名いたします。8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

8番鈴木です。国保病院内科医への退職要請について質問をいたします。

町長は、11月19日の産業厚生常任委員会におきまして、国保病院の体制に

ついて、院長、副院長と相談し、今後の医師体制を考えて、内科医長にかわる医師を来年度招聘したいということで進めていくということにさせていただきましたと突如として報告されました。内科医は、3年前の4月から勤務され、2年間、副院長をお勤めいただいた後、3年目の今年は定年を理由に医長という処遇であります。来年度からは雇用契約を結ばないということでもあります。病院に内科の専門の医師が着任されたのは、12年ぶりということでありました。招聘したのが川上前町長であります。前町長も病院の医師3名体制については、常に腐心しておりましたけれども、内科医長を迎える以前には、平取町に行ってもいいよという医師もいるけれども、調べてみた結果、お断りをしたほうがいいと判断した事例もあったということで、本当に医師を探すのはなかなか大変だと聞かせていただいたことがございます。その後、前町長は、当時はまだ議員ではなかった、ここにおられます金谷氏に当該医師を紹介され、直接会って話をする中で、その人柄、経歴、そして医師としての診療や経営への考え方に触れ、招聘を決意したそうであります。着任の前には、医師の定年を65歳から70歳に引き上げる条例改正案を議会に提案し、議会の議決を得ているという経過もあります。また、前町長は、当該医師に対し、定年後については、そのときの町長が適切に判断されると思うけれども、ぜひとも長く勤めていただきたいと話をされたということでもあります。遠藤町長が、内科医長の退職を求めたという話を聞いて、患者さんからは理由は何なのだと、驚きの声が上がっております。あらためて退職を求めた理由について伺います。

議長

町長。

町長

お答えいたします。

ご存じのとおり、現国保病院の医師体制は本院3名、振内診療所1名と4名体制で運営されているということでございまして、今鈴木議員のご質問にあった内容とほぼ同じでございますけれども、令和元年に今の医長に来ていただいて内科医を担当していただいているということでございまして、今後の国保病院の運営と申しますか、中長期的な視点に立って、より継続的にこの診療体制を確保するといった考えによって、院長、副院長ともいろいろと協議、相談をさせていただいたということでございまして、今ありましたけれども、今の医長の年齢に沿うような形で定年年齢も、条例を改正させていただいたということではございますけれども、今の医長の年齢を考えますと、やはり私どもが定めた定年の年齢も超えたというようなことでございまして、今申しました今後の国保病院の継続的な運営というようなことを考えたなかで、やはりここで新たな医師を招聘して、そういった体制整備を図っていくことが妥当であろうというような判断に基づいて、こういう決断をしたというようなことでございます。

議長

8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

答弁いただきました。基本的には、11月19日にありました産業厚生常任委員会で報告された、そしてそのあとの質疑に対して答弁された、その内容に沿った形で答弁いただきましたけれども、全てのこと触れられてはおりませんので、私はこの一般質問をするに当たって、やはりその時点で答弁されたその内容について、どうも納得いかないという思いがありましたので、質問を組立てたということがありますので、今の答弁に加えて、その委員会で答弁されたことについても含めた形で質疑をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

11月19日の委員会での答弁では、町長は大まかに言って4点の理由を述べられたというふうに思っております。その一つ目が、定年条例があり、令和3年度は期限付任用職員、いわゆる嘱託医として勤務いただいているけれども、年齢的にいつまでとはならないと。二つ目は、体調を崩すことがちょっと多いと、長期に休んだり、12月にも病気休暇を取る。三つ目には、病院や町民の声もいろいろあると。四つ目は、中長期的な病院の運営を考えると、長期に病院を運営していただける新たな医師を招聘し、新たな体制でいきたいのだという私の考えですという形で答弁をされたところであります。しかし、この答弁からは、町国保病院でただ1人の12年ぶりの内科専門医に対する患者さんの声、思いというのは全く伝わってこない中身でありました。さらには、この内科医長が、この3年間患者さんにきちんと説明をする、いわゆる納得診療を行いながら、結果として検査件数もそれまでよりも増やすなかで、町長が選挙時に公約された病院経営の健全化にも貢献していると言える方向で頑張っておられた、そのことについての評価ということについても全くないと、そういう印象を受けました。そういうことから、あらためて一般質問を行うことにした次第であります。答弁の中で、医師の定年条例に触れられましたけれども、私も内科医長は、4月に定年を迎えましたので嘱託医と認識していますけれども、そういった意味で定年条例には何ら抵触していないというので、当然理由にはならないということに思います。そこで伺うわけですが、内科医長の町条例上の職員としての位置づけはどこにあるのか、そこについて伺います。

議長

町長。

町長

お答えいたします。(これ、配られている。)

今日、資料としてお出ししていると思っておりますけれども、医長の身分といいますか、これは平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例ということに位置づけされた職員ということでございまして、この場合、定年等を過ぎても3年を超えない範囲内で任用できるというようなことございまして、これは1年1年のいわゆる契約ということになってございまして、その都度、その職員の

採用について、私どもで検討させていただくというような内容になってございます。

議長

8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づく任期付職員ということであり、そこで、任期付職員採用に関する条例、今、町長、いくらかのことについてお話しいただきましたけれども、皆さんのお手元にも配らせていただいていますけれども、この第2条にどういうことが書いてあるかと言いますと、任命権者は、専門的な知識、経験を有する者を当該専門的な知識、経験が必要とされる業務に従事させる場合において、なか少し省略しますが、当該業務に期間を限って従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により3年を超えない範囲内で任期を定めて採用することができるというふうに謳われております。そういうことで、この任期付職員の採用に関する条例そのものは、会計年度任用職員を導入する時に、どうしても準職員に該当する人たちは、会計年度任用職員の枠の中には収まらないということで、この別な条例と施行規則を設けますということ、当時総務課長だった副町長が議会で述べたところであり、そういうことで、会計年度任用制度については、その資料の中にも、そのとき当時いただいたこういう資料もあるのですが、その中では人事評価の結果にもよるけれども、特殊事情がなければ、次年度以降の面接、公募面接はせず、2回まで更新するというふうに書かれています。つまり、ここにある特殊事情というのは何かと言いますと、この資料を見る限り服務規程違反とそういうことがなければ自動更新ですというふうに、ここにはこの説明資料では書かれています。そして、あの当事者である梅津医師も、そういった意味では1回の更新で3年は働けるのではなかったのか、そういう思いを持っておられます。そこで、この自動更新だという私の見解、これについては、実際、町の方としては、説明された副町長、どういうふうな見解、今もお持ちなのか、それを伺いたいと思います。また、内科医長に特殊事情が認められたのかどうか、そのことについて伺います。

議長

副町長。

副町長

はい。まず一つ目の会計年度任用職員の関係ですけれども、前の制度の時は嘱託という形で、その方たちの数というのが非常に平取町としては多いということで、本来は、会計年度任用職員は毎年募集をかけて、毎年応募をもらって面接をしてと、そういうのを繰り返すというのが本来の形だったのですが、数が多いということで、それを毎年毎年やることはちょっと難しいということで、概ね3年をめぐりにその行為をするということにしました。その特殊事情

というのは、服務規程ということもありますけれども、これは毎年毎年、会計年度任用職員は人事評価をしますので、それによって何かあればということと、あとこちらの事情としては、そこに正規職員を配置するということが決定をしたり、あるいはその職がもう要らないということがあったときには、当然募集をかけたり、そのところについては人を減らしてという形があるので、特殊事情というのはそれぞれあったということです。任期付職員の関係については、この採用の条例の中に、規則の中にもありますけれども、3年を超えない範囲内でできるということで、それは任期を定めることができるということなので、今回であれば内科医長には毎年毎年確認をさせていただくということもあって、1年間のみの期間ということで定めているというところですよ。

議長

8番鈴木委員。

8番
鈴木議員

ということは、ここに当時説明された資料のとおりだということで受け止めていいということですね。

議長

副町長。

副町長

はい。そのところは、会計年度任用職員と任期付任用の職員の定めが違いますので、会計年度任用職員のとおりではなくて、任期付任用職員については、概ね3年以内ということですけども、期間を定めるということですので、内科医長の場合は1年という形に定めていますということです。

議長

8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

会計年度任用職員を説明する資料の中でこういうふうに述べていながら、人事評価とか特殊事情がなければという、こういうルールについては、任用職員には適用しないと、そういう考え方だと今述べられたということですか。

議長

副町長。

副町長

はい。任期付職員については、任期を定めることも出来ますので、特殊ではないですけども、内科医長の場合には任期を1年と、毎年毎年更新をさせていくという言い方をしていましたので、1年ということで定めたということです。

議長

8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

ということは、毎年の面談の中で、それについては本人の希望も含めて、特別なことがなければ3年までは更新できる可能性があるのだというふうに、今お

っしゃったというふうにとりたいと思うのですけれど、それでよろしいですか。

議長 副町長。

副町長 はい。3年という可能性はあるけれども、毎年毎年こちらの方から伝えるということは話をしています。

議長 8番鈴木議員。

8番 鈴木議員 そのこのところはっきり、もっとわかりやすく言ってくださいよ。やっぱり、働く側になって、任命権者にだけ、権利があるんじゃないかっていうことで多分こういう説明が、副町長、当時の総務課長として言ったことはそういうことだと思うのです。一方的に、その任命権者だけが全ての権利を持っているっていうことではないという、これが証だと思うのです。それが、この内科医長の任命されたことについては、こういう考え方は一切適用出来ないということではないですよ。だから、今話されていましたが、1年1年の契約の話については、それはしますということだったと思います。そういうことでよろしいんですよ。

議長 副町長。

副町長 はい、毎年毎年確認をさせていただくということは伝えております。

議長 8番鈴木議員。

8番 鈴木議員 委員会のときに、そういった意味では、町長は、内科医長に対してそういうことをお話ししましたと。ただ後で、ちょっと確認いただいたかのように話しましたが、多分、医長の方から完全な意味での答弁をもらってないという思いがあったのか、少し答弁代えられたとそういう経過があります。それで、私の方も医長の方の考え方、返事がどうだったのか確認しましたが、私は考えさせていただきまうと言っただけで、明確なわかりましたという、そういうことは言っていないというおっしゃり方をしています。そういうことから言いますと、今の副町長の答弁からいくと、今後まだ十分話し合う余地があるのかなと私思うんですけども、その辺いかがですか。

議長 町長。

町長 私の方からお答えいたします。今この条例に関しては、1年という期限を切っ、3年を超えない範囲で定めて採用することができるということで、こちら

側として1年間は採用しますという、そういったその契約の中での採用ですので、その後こちらで採用しないという決断をさせていただいたというふうに捉えていただければと思います。

議長

8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

世の中で雇用契約は、先ほど言いましたけども、副町長のお話の中にも職場がなくなってしまったとか、人員削減でたまたま要らなくなったと、そうなったときには確かにそういうことがあるかもしれない。それ以外は、特殊事情がなければ自動継続ということをして、言ってみれば会計年度任用職員には当てはめながら、何でその検討の段階で、手当の関係では会計年度任用職員とは一緒にならない準職員について、別なその条例を設けてということなので、考え方の基本は同じだと思うのです。その雇用契約をどういう形ですか、一方的に私はあなたもういらないから、そういうことができる内容とは私は思わないです。ただ、町長、今お答えになりましたけども、それは、あまりにもやはり横暴すぎないかと思います。それで次に、一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則というのと一緒に制定されていますので、そのことにちょっと触れたいと思うのですが、この施行規則の第2条には、任命権者は、条例第2条の規定に基づき、選考により任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力または働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要なとされる専門的な知識経験またはすぐれた識見の有無をその者の資格、経験、実務の経験等に基づき経歴評価その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。非常に厳格で明確な規定だというふうに、私読んでみて思います。そこで、伺いますけれども、この内科医長については、ここに規定されている内容、経歴、評定その他公正にそれを検証した上で十分満たしているということから、そういう判定に基づいて令和3年4月に任期付職員として採用されたと私は理解するのですが、そういう理解で問題はないかどうか、伺いたいと思います。また、採用した後にこの2条の条文に反する事実があるのかないのか、その点についても、伺いたいと思います。

議長

町長。

町長

はい、お答えいたします。医長については、条例で定めるところの定年を超えたというようなことをございまして、当然この条例に基づいた判断の上で、任期付職員として1年間採用したということをございします。

議長

8番鈴木委員。

8 番
鈴木議員

この条例、確かにあれなんですけれども、本当に資格、経験、実務の経験等に基づき、経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないと自ら謳った条例でしょう。これに基づいて、間違いなくそういう状態だからということで、定年退職しているということで、任期付職員として採用することがふさわしいということで選んだ方だ、私はそう思うのですよ。自ら選んでおいて、いや1年間だけだよ、その1年間だけというのはどこから出てくるのだ、条例にだって3年間はという、先ほどの条例の中で3年間はということがきちんと謳ってありながら、今までの理由を聞くと年齢だというだけで、ほかのそういう適格性とか、様々ここで謳ってあるようなそのことについての公正な検証と、これに及んだことをきちんと評価した内容について、それと照らし合わせてどうだったのかということであれば、はい、そうですかと誰も納得しないのではないかなと思いますけれど、いかがですか。

議長

町長。

町長

繰り返しになりますけれども、そういうことを、何といたしますか、私も専門的な医療の現場にいた人間ではありませんので、その技術的なものとか、そういったものの評価というのは院長等にお任せするところになりますけれども、そういう判断のもとで、1年間その任期付職員として採用させていただいたということでございますので、先ほど申したとおり70歳を超えているというようなこともありまして、それからやはり今後の当病院の継続的な医師体制の確立といたしますか、そういうものを考えたときには、やはり新たな医師を招聘する時ではないかなという判断で退任いただくという判断をさせていただきましたので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

議長

8番鈴木委員。

8 番
鈴木議員

退職ありきでものを収めようというのではなくて、本当に公平な上で、こういう評価をした上でこうなりましたと、何でそういう話にならないのですかね。それともう一つは、やはり今新しい医師を招いてと、委員会でおっしゃられたのも、そういう方を招いて長く運営していただける方という表現されていますけど、これから来た医師の方が、来る医師が、そういう医師が来てもらえるという絶対的なあれというのは一切ありませんよね。今やはり全道的に、特に過疎地とかいろんなところを抱えている北海道の中では、お医者さん探してもなかなかいないというところがたくさんあるのですよ。そういう中で、本当に医師3人体制というのを今確立して出来ているというこの平取町というのは、本当に恵まれているなというふうに私はもう思っています。そういう中で、本当にかかっている患者さんから、いやいやとんでもない先生だと、以前12年前ぐらいですか、院長されていた方については、本当に

病院もアンケートをとったりして、その見せてくれというから見せたら、あまりにも町民の声がストレートに出てくる、それに驚いて、やはり私は辞めさせていただきますと、自ら身を引いていった方がいますけれども、本当に町民の考え方、町民の方々から、何か内科医長に対して辞めさせた方がいいぞというようなそういう患者さん、実際かかっている患者さんからそういう声を伺ったことあるのですか。町長、そういう声には何ら本当に耳傾けているんだろうかという気がしますけれども、伺いたいと思います。

議長

町長。

町長

私、国保病院の設置者でもございますし、全ての任命権者でもございます。そういう評価は、いろいろといろんな評価を直接私におっしゃる方もおりますけれども、その内容等については、いろいろと何といいますか、その評価の種類等客観的に見て、どうのこうのというものではないなということで、現場でそういう声が出たよというようなことで、こういうところは直してくださいねというようなことでお願いするといったようなことは、結構な数といいますか、ありました。これは事実としてはあったということをお伝えしたいと思います。

議長

8番鈴木委員。

8番
鈴木議員

事実だと言っても、ここでいちいち確認できるような話でなければ、それは出せないようなものであれば、ここで話すべき内容ではないのではないですか。むしろやはり声として、声としてこういう話、町長が退任の要請をしたっていうときに、何でよという人たちの思いというのは、そういうのは町長の耳には何も届かないんでしょうか。そこのところきちんとしないと判断、やはり判断誤ると誰が迷惑するのか、患者さん方が迷惑するのです。新しい医師が来たからといって、皆さん、素晴らしい医師が来てくれれば、それは越したことはないけれども、そうでなかったらどうするのですか。町長の言った中長期的な病院経営を任せられる、そういう方が本当に来るという保証はあるのかということをお私に思っています。それで、水掛け論みたいな形になっても仕方ないので、ちょっと別な角度からというふうに思います。

先ほどから、そういった意味では中長期的なということをおっしゃっておられるんですけど、自分としては委員会のおき聞いたときも、あるいは今聞いても本当にきちんと中身あるのか。みんなが聞かせていただいて納得できるような話なのだろうか、そのことが非常に心配だといいますか、そういうことあります。結局、抽象的過ぎて、余り中身が理解出来ないと。そこで、改めて何を言いたいのかということをはっきり言いますけれども、私がお聞きしたいのは、そもそも町長の目指す国保病院のあるべき姿というのは、どういうことなのだと、どういうものなのか。そして、そのための新たな体制と口では言うけ

れども、どういうことを実際さしているのか。そして、今の病院には何が足りなくて、そこをどう再構築しようとしているのか。内科医を1人交代することで、町長の描く構想に関して、どういう意味を持つのか。あるいは位置づけになるのか。そういった具体的な考え方、はっきり示していただきたいのです。その具体的な考え方、構想に照らして、内科医長はスタッフとして検討した結果、大変申し訳ないけれど戦力外になったんです。そういうような、きちんと内容の分かる話でもあれば、ご本人も質問している私も、それから患者の皆さん方も、あるいは納得するかもしれません。私が質問しているのは、そういうことなんです。そういう位置づけをはっきりして、病院の今後のあるべき姿と、そこが内科医長の存在を必要としないことがどういう関係にあるのかということをもっと明確にしてもらわないと。やはり先ほども言いましたけれども、先生がいなくなって困るのは患者の皆さんなのです。お願いします。

議長

町長。

町長

国保病院の今後のあるべき姿というところでございますけれども、やはり当院は一次医療を担う、いわゆる地域医療を担う病院としてずっとやってきたというようなところでございますし、やはり本当にこの地域の患者さんに寄り添った診療を、まずしていただくというのが原則だというふうに思っていて、それが今の体制で出来てないということではないですけれども、やはりそれはうちの地域にさらにこう根を張って診療に携わっていただける先生を招致するというか、育てていくという語弊ありますけれども、そういうことが必要なのではないかというふうに思っております、年齢のことばかり言うとなんですけれども、やはり今の医長の年齢を考えると、なかなか長い間の診療は非常に難しいところがあるのかなというようなこともありまして、本当に今、主治医として担当された患者様には、本当にいなくなることで不安もあるというふうには感じてございます。ただ、いつかはそういった決断をしなければならぬというようなことも、私感じているところでありますので、本当に今、招聘活動といいますか、私自身からいろいろと対応も図っております、何とか今の医長に匹敵するような医師の招聘を図りたいというふうに、今、事務長と一緒に一生懸命やっているところでございます。なので、その辺の不安の払拭は、今後の私どもの経営方針に委ねられたところが多いかというふうに思っておりますので、新たな体制でそういった不安を持っている方への払拭、それからさらに地域に根差した医療を目指すというような方向で、非常に抽象的な表現ですけれども、そういった病院を目指したいというふうに考えてございます。

議長

8番鈴木委員。

8番

今、委員会のときも言われたことで、私はあえて飛ばしたのですけれども、病氣

鈴木議員

がちということを委員会のときおっしゃいました。今違う言葉使われましたけど、同じようなことをちょっと言われたのではないかなと思います。それで、私本人にも聞きました。病気休暇を取り、治療を受けたのは事実ですと。それでも完治しておりますし、勤務には全く支障はないということでもあります。さらには、今月5日ほど病気休暇申請して、もう終わったと思いますけれども、この病気休暇については白内障の手術で、両方の目を治療するためとのことであります。このことについては、事務方にも伝えているという話でありますので、町長がわざわざ病気がちなんてという言葉で委員会で言う必要もなかったのではないのか、ためにする言い方かと私は思っています。そんなことで、本当に今どき白内障のことを病気がちという言葉の中にカウントする、そんな方は私はいないと思います。70年も生きていけば、体のどこかに不調が出てくるなんてことは誰にでもあることです。要するに、大事なものは、今現在の健康状態が、医師として十分な医療活動ができる状態にあるかどうかではないかということだと思います。その点に関して言えば、今年の2月か3月頃だったと思います。私が佐藤副町長と何かの折に話をしたときに、当該内科医の話になりました。副町長は私に内科医長はまだもっと仕事をしたい先生なのだ。今の勤務体制では体を持って余すぐらいに思っているようだと私にはお話をされたことがありました。健康に自信がなければ、こんな話、副町長さんに話されなかったというふうに私は思います。以上のことから、私は町長が言われた病気がち、先ほどは病気がちとは言いませんでしたけれど、それに近い言葉が使われたので、あえてまた戻って話をしましたけれども、とてもじゃないけれど、やはりまともな理由とは言えない。それでも理由の一つと考えるのかどうなのか、伺っておきたいと思います。

議長

町長。

町長

病気がちという表現が適切でないと言われれば、そのとおりだと思いますけれども、やはり何といいますか、健康上の理由といいますか、やはり定年をこまですますよという、そういった線引きは、そういった可能性といいますか、懸念も含めてやはりここで決めようというようなことでの判断で、それは議会でも議決させていただいた案件だというように私思っていますので、やはりそこを一つの目安とすべき判断を私がさせていただいたということでございますので、病気がちという表現が正しくなければ訂正させていただきます。

議長

8番鈴木委員。

8番
鈴木議員

定年制に従うという言い方、今されていきましたけど、それならなぜ70歳であなただ定年ですから辞めてどこか探していただだけませんか、なぜ定年のときに言わなかったのですか。そのことを言わずに、今年の4月に辞令出しているで

はないですか。それは、その辞令を出す前提としては、この条例、規則、これに則って出したということなんです。だから、ここに書いてあることについて、重大な何か違反だとか何とかということがなければ、やはり3年間はというのは、この条例、そして規則自体が語っていることなのです。そこのところあえて年齢でというのであれば、何でそのときに70で切らなかったのですか。

議長 町長

町長 本来であれば、定年ということで、私ども一般職も定年と言われれば、そこまでというような認識を持っていますけれども、それは、この条例の採用等に関するこの条文に従って専門的な知識を持っているというようなことで、もう1年やっていただこうといった、そのときの判断で1年間契約をさせていただいたというところなんです。

議長 鈴木議員、休憩しますので、1時再開ということによろしいでしょうか。時間の関係で、今12時4分前ということですのでけれども、一旦ここで休憩したいと思います。再開は1時といたします。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午前12時59分)

議長 1分くらい早いのですけれども、全員揃っていますので再開したいと思います。引き続き、鈴木議員の質問のほうから受けたいと思います。8番鈴木委員。

8番 鈴木議員 先ほどまでにつきましては、理由について伺ってきたということでもあります。はっきり申し上げまして、十分な答弁いただいたなというふうには全く思っておりません。ただ、同じことを繰り返しても仕方ないので先に進めて、別なことで用意して通告している質問に進みたいと思います。

それで、質問の中身を言いますと、病院の今後の方向づけについては、今ちょうど病院では改革プランということで検討の行われている最中ですし、実は先日は、町内の透析患者と家族の会の代表お二人の方が町長に陳情されたという新たな動きもあります。医師問題も含めた病院のあり方全般について、町の考え方を示しながら、町民の声にも耳を傾ける機会として町民説明会ということをして是非開催していただきたいと思いますが、このことにつきましては、協働のまちづくりという自治基本条例の理念にも適うことというふうに思います。そういうことから、是非開催をしていただきたいと思いますが、伺うところであります。

議長 町長。

町長 今のご質問は、今進めている病院改革プランの説明をする機会をとということ
よろしいですか。

議長 8番鈴木議員。

8番
鈴木議員 先ほど、質問の中でも言いましたけれども、やはり町の病院、これから本当に
どうしていきたいんだということの町長のお考えも含めて、先ほど言いました
けれども、そういうことを全般的に含めて、やはり町民の皆さんの病院だから、
是非使ってくださいという意味も含めて、そのための医療体制、医師も含めて
私はこう考えているのだということを含めて町民に語る、そういう機会を設け
て、そしてまた町民の方からもいろんな要望、ぜひ聞く機会として設けていた
だきたいという趣旨です。

議長 町長。

町長 今進めております改革プラン等の内容として、そういったものが当然出てくる
というようなところがございますので、その辺は最終的に作り上げるまで、そ
ういった意見の拝聴といたしますか、そういう機会は設けさせていただければと
思います。

議長 8番鈴木委員。

8番
鈴木議員 次に移ります。内科医の募集ということで既に行っているということについて
は伺っているところでありますけれども、町長が申されている中長期的病院運
営を考えての新たな体制に見合った医師確保ということになろうかと思いま
すけれども、そのような医師を確保するめどというのは立っているのか、どう
なのか、その辺りについて伺います。
さらに、どのようなところに公募しているのか。公募先に斡旋業者も選択肢の
中に入れる考えかどうかについても伺いたしたいと思います。

議長 町長。

町長 今、既に新たな医師招聘に関して対応を進めているということをごさ
いまして、まず、そのいろんな情報の収集が肝心だというような認識でござい
まして、今病院事務長等を通して、公的な自治体病院の情報、募集などを提供
する公的機関、それから転職希望の医師の情報提供などを行う民間の専門機
関、それから北海道の関係部署、それから当院と関係ある病院等にも働きか
けを行って、いろいろ情報収集を行っているというところがございます。既に
当病院に関心と

いいですか、興味を示されている方、複数の方と私も直接お会いして、いろいろとお話をさせていただいているというようなことをございます。まだまだいろいろ情報収集の機会かと思っておりますので、今後もそういった情報収集を進めながら、いろいろと会って面談するような方がいれば面談させていただきますし、是非、うちの病院の現状なども見ていただくようなことで、お出でいただく方もいれば、そのような対応を図ってまいりたいというふうに思っています。

議長

8番鈴木委員。

8番
鈴木議員

こういう話出しますと、先ほどの内科医長へのことは、おまえもう諦めたのかというふうに思われるかもしれません。ただ私は、あくまでも今回の質問は残っていただく、そういうきっかけは何もないかということが、非常に心の中にある形の中から質問させていただいているので、こういうのは、要するにいちばん聞きたいところは公募先の中に民間もという話、町長されました。これは私の中では斡旋業者も選択肢に入れてますという、そういう意味合いかなというふうに思っています。それで、もしそういうことであるとすれば、私一つ知っている事例がありますのでお伝えしたいというのが、この質問のあれなんです。この日高管内でも、当然やはり医師の確保ということで、斡旋業者ですか、お使いになった町村というのもあるようですけれども、実はやはり斡旋業者から医師を派遣というのか、していただいても1年間いけば手数料については返さなくてもいいという仕組みだそうです。そういうことで、実はある町で1年間、そしたら1年経ったらいなくなって、次は隣の町の医師として1年間、今は管内にはいないそうです。やはり斡旋業者ということになりますと、3割という話で聞いています。ですから、わかりやすく言うのですけれども、3000万の医者だったら900万斡旋業者に支払うと。それから2500万であれば750万ですか、ということで多額のお金をかけて、だけど抑えておけるのは1年間と、これを私は選択肢の中に入れることは、避けていただきたいというふうに思いますが、先ほど、そういう意味では、民間もおっしゃられたので、それについてお願い、是非そういうことでない形で、町長の目指す、お探しいたうのであれば、そういう形で探していただければなと思いますが、その辺いかがですか。

議長

町長。

町長

先ほど、公的機関を含めて民間のそういった、いわゆる斡旋業者を使わせていただいているということをございまして、全く無料というのがご存じかもしれませんが、北海道地域医療振興財団という機関がございまして、専門的にやっておりますけれども、そこから派遣されれば一切お金はかからないということになりますけれども、ほかの全国自治体病院協議会とか、他の病院協会

とかも全く無料ではありませんし、それから今、民間では4社に声をかけているというところで、やはりいろんな総体的な関係者、北海道の関係者ともいろいろ話した中で、情報収集するには、いちばんその厚い層が得られるというのはやはり民間の先生方の登録されているそういうところから、いちばん情報が入手しやすいという現状もあるということで、先ほど鈴木議員おっしゃられた中にはそういう悪質といいますか、そういうような方もいるというふうな情報も入ってるのですけれども、その辺は、きっちり履歴等も見させていただくとか、前にいた病院の情報をいろいろと入手するとか、極力そういうことにならないような形で進めたいと思っておりますので、民間でいきますと20から30の間で、年収の20%、30%を手数料として取られるというところはあるのですけれども、やはりそういった多くの情報入手するとか、いろんな履歴とか、そういう民間会社からのいろんなアドバイスは得られるというところでは、非常にお医者さんを探す意味では、そういう有利な面もありますので、この辺も活用して医師の招聘を進めてまいりたいというふうに思っています。

議長

8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

20%、30%かかるんだというお話であります。そういった意味では、意味から言えば、町長の答えにあったように、とにかく内科医長にしても、いつまでもいられないでしょうと、確かにそうです。我々だって、皆さんだって、いつかはこの場にはいなくなる。そういうことでもありますので、いつまでもということはない。だけれども能力もありやる気もあり、そういう人であれば、もう少しおいていいのではないのかということをお願いして、私、午前中そういう形でお話をさせていただいたと。今もその気持ちは変わっていないことをまず伝えておきたいと思えます。

次に、通告に従いますと、こういう資料、手元にあるかなと思います。

これは、病院から産業厚生委員会に出された資料を基にして、参考資料というふうに作ったものを配らせていただいたということでもありますので、見ながら話聞いていただければというふうに思います。それで、平取町国民健康保険病院本院分外来収入年度別比較表ということで、二つに分かれているのは元年度と2年度ですけれども、それ以外は、その元年度の上と2年度の上段については上半期分ということで、あと30年と令和3年度も、資料的には年間の上半期分ということになっていますので、令和元年度、2年度の下段だけが年間の数字というふうになっています。そういうことで、これ上半期外来数ということで、まず見てもらいたいのですけれども、30年度1万1000人来ております。そして、令和元年度は上半期では1万100人と、令和2年度は9352人、令和3年度は9056人、外来患者が毎年減っている。減っているというのは、やはり人口減少、高齢者の方も亡くなる、いろんなことが要因としてはあるのだろうと思いますが、いずれにしても毎年減少している。

その隣が、上半期外来収入なのです。これ見ていただくと分かるのですけれども、30年度は4500万台、それから令和元年度は4700万円台、令和2年度は5100万、そして令和3年今年度は5800万と、外来患者は減っているのですけれども、年々収益が増えていると。そして、外来一人当たりの単価が、その黄色いところですけど、これも実は増えている、30年度は3970円なんです、一人当たり単価。令和3年度は6476円。そういうことを反映したのだと思いますけれども、令和3年度の予算書上の診療単価、令和元年度のときは4200円しか見なかったのですが、令和3年度は5800円みえています。そのうち、次の白いところですけど、うち内科人数ということで書いています。これも令和元年度上半期6800人、それから令和2年度は6100人、そして令和3年度5600人、毎年これも減ってきている。ただ、外来患者のうちの内科の患者さんが占める割合というのは、令和元年度からここ3年度あたりは、とにかく60%台は確保しているということが分かるかなと思います。そして、内科の収入です。見ていただくと分かるように毎年増えております。30年度は上半期3200万だったのが、令和2年度でも4000万、ほぼ4100万あります。それから、令和3年度には4650万からということで、毎年これが上がっている。そして、この内科の収入ということが、外来収入の中に占める割合ということでは、令和元年度から見ていただいて分かると思うのですけれども、ほとんど80%は内科が上げていると。患者さんの割合は60%台ですけど、収益的には80%台の収益を上げているのは内科だということが、これから読み取れるかなというふうに思います。そして、内科一人当たりの単価も30年度が5240円、そして令和2年度を見ますと7156円。今年は多分、コロナの検査のこともあったのかなというふうに思います。今年は今年なりの特殊事情があるのかもしれませんが、計算上というか、私が計算やりますと8257円と、非常に一人当りの、内科の一人当たり単価上がっているということがわかります。今、そういう形で、簡単に説明させていただきましたけれども、平成30年度上期を含めたこの4年分の上期の比較及び2年分の年間収入の比較を見ても明らかのように、年々外来患者は減少しているにもかかわらず、外来収入、外来一人当たりの単価、そして内科収入、内科一人当たりの単価は、年々伸びているという形になっています。その要因について、どのように押さえているのか伺います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

お答えします。令和3年度の上半期、4月から9月分でございますと、内科の収入につきましては、前年度比で557万9731円のプラスとなっております。上半期分だけです。特に4月と6月が、前年度より増が大きかったのですが、要因の分析としましては、血液検査、心電図、レントゲン撮影、CT撮影の増、点滴や注射における単価の高い薬剤の使用などによるものと、それと先ほど鈴

木議員もおっしゃっていました6月からは新型コロナウイルスのPCR検査ができるように当院でなりましたので、それも大きな増の要因と分析しているところでは。

議長

8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

今、お答えをいただきました。一人当たりの診療単価の伸びの要因は、血液検査、レントゲン検査等々、いろいろ中身はあるのだということでありまして、要因としてはそういった検査件数を伸びによるものということ、そのことにつきましては、令和2年の9月の病院運営委員会で、当時の事務長より、私が要因は何なのだということ伺ったときに、やはり同じように検査件数の増によるものということでお答えをいただいたということと、同じ内容のお話を受けたわけでありまして。そこで、診療を受け持つ3人の医師ごとの平成30年からの4年間の検査数、検査収入について伺います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

はい、お答えします。それぞれの先生の分ということではないですが、全先生まとめた検査件数の報告になりますが、平成30年度につきましては3230件、令和元年度につきましては4113件、令和2年度4464件、令和3年度につきましては、上半期だけですが2455件の検査数の実績となっております。以上です。

議長

8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

私の通告したのは、先ほど言った内容であったのですが、そういった意味では個人個人のという要求自体が少し無理があったのかなということで、私自身も思っております。外来検査数、検査収入について報告をいただきました。それで、その報告についても、もう一つの紙にわかりやすく、皆さんにわかっていただけるようにということでお配りをさせていただいております。この表ですね、見ていただきますと、検査数の推移、収入の推移については、よく分かるかなというふうに思います。令和元年度の外来収入が、先ほどのあれで1億10万円ありますから、令和元年度2400万の収入がここに書かれています。外来収入に対して2400万ということで、割合を見ますと24%と、24.2%がこの検査によって上がっているということが言えます。また、令和2年度についても、そのような形で計算しますと、ちょうど24%、外来収入の24%を占める。やはり病院経営の上において、検査数が増えるということは、やはり収益の増、収入の増につながるということがこのことから言えるのかなというふうに思います。また、1件当たりの単価も4年間の平均、

年度の下に1件当たりの単価ということで計算して書きましたけれども、平均すると単純にこの4つを足して割りますと、1件当たり6164円というようになるということ、平成2年度までの外来一人当たりの単価よりも高くなると、上回ると、そういうことが見えてきます。それほど、やはり検査というのは、本人にとっても大事なことですけれども、病院にとっても収入増という意味では大変大事なのではないかなと、そういうふう思うわけでありませけれども、内科専門医として、内科医の方から話を聞いたときの話を伝えるわけですけれども、聴診器を当てただけではわからないことがたくさんあるのだということを患者さんに伝え、理解をいただきながら検査をしてきた。そういうふうにおっしゃっています。そのことが、やはり検査の増加、収入の増加につながってきたと考えるわけです。というのは、平成30年3230件であります。このときには、内科医長はおりません。令和元年度から内科医長が、この当時は副院長という形でおりますけれども4113件ということで、前年比で言いまして883件の増、非常に大きな増加を見せている。そして、令和2年度にも前年比で351件。ですから、いなかった平成30年度と比べると1200件からの違いがある。これは非常に大きな違いではないのか、私はそういうふう思うわけですけれども、こういう図表の見方といいますか、そのことについて率直なご感想を伺いたいなというふうに思います。

議長

町長。

町長

検査数が伸びているという事実はあるというふうに私も認識しておりまして、医師のそれぞれの考え方といいますか、診療方針を持ってその患者さんに対応するというようなこととございますので、検査して悪いとかいいとかの問題ではなくて、やはりそこに診療はある程度委ねられるものだと私は思っております。結果、検査数の増によって収入が増えるというようなことは、これは経営にとって決してマイナスではありませんので、こういう実態だということは受け止めさせて、現実として私も受け止めさせていただければというふうに思います。

議長

8番鈴木議員。

8番
鈴木議員

ですから、そういう事実をつくってきた、そのことをやはり内科医長が来た形の中で、そういうことが現実になってきたのではないのかということ、私は語りかけているわけです。そして、前にも言いましたけど、町長が選挙に立候補するときの8つの自分の考え方といいますか、ことを書いたものを、それ見たときにやはり病院については、経営の健全化を目指しますとはっきりと書かれているのではないですか。町長が目指されたことと、こうした医師の努力、内科医の努力といいますか、それは別に経営のためだけに努力したのではなく、先

ほど言いましたけれど、聴診器当てただけでは、全て分かるわけではないのだと。だから、定期的に血液検査も必要なのだと。そういうことを患者さんにきちんと行って、そして理解してもらった上で採血を行ったり、様々な検査をしていただいて、そういうことがこういう伸びにつながっているという、私はそういうふうに思うのです。だから、そういう考え方をした医師を、町長がこの後うまく招ければいいなと思います。ただ、そうでなかったら、また元に戻るのではないのか、そういう心配をしているということからも、私もいつまでも町長が言うように、いつまでも内科医長が健康でいてくれると、それは私だって保証できるわけではないから、だけど今の状態で言えば、2年や3年、少なくとも1回の更新で、更新ではなくて、それから言ってみれば2回は更新できるという条例上の、当然それを提案したのは皆さんですから、せめてそれぐらい守りませんか、私はそのことを言いたくて、今回、質問をやっているということなわけです。それで、最後になりますけれど、私は、そういった意味では、同じことを繰り返すかもしれませんが、町長が目指す病院経営の健全化の方向に向かってきている、そういう方向に今あるのではないですかということで、そういうことに努力してきた、結果的に努力をしてきた恰好になるそういう先生をぜひ残す、そのことが、今後のさらなる経営健全化への道というふうに考えますので、もう一度考え直していただけないかということ、最後に訴えまして、私の質問終わりたいと思います。

議長

町長。

町長

お答え申し上げます。今日、鈴木議員の一般質問をいただきまして、最近、私の方にもお手紙とかそういうので、ぜひ残してほしいという声が届いております。本当に繰り返しになるかもしれませんが、やはり私としても判断としては、ここで新たな医師を招聘して、体制整備を図っていくという考えには変わりはないということをお伝えさせていただきたいと思っております。

先ほど言いましたが、やはりかかりつけ医となっている患者さんにとっては、本当にそういった慣れ親しんだ先生がいなくなることで、不安になるというようなことはもう当然のことだと思っておりますし、そういう声も実際私も聞いております。ただ、そういう心配を、とにかく払拭するような今度来られる新しい先生とか、院長、副院長、看護師、それから病院のスタッフ一同で、何とかそれをケアするような体制の確認をさせていただいて、医療に当たらせてもらいたいというふうに思っております。鈴木議員がおっしゃるように、これだけ残してほしいという声があるということは、医長がこれまで本当に患者さんに接して信頼を受けていたというような証だというふうに私は思っておりますので、その辺は町民代表して本当に感謝をお気持ちを最後に述べさせていただきたいと思っております。以上です。

議長

よろしいですか。以上で、通告のありました議員からの質問は全て終了いたし

ましたので、日程第5、一般質問を終了いたします。

次に、日程第6、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

諮問にあたり町長の説明を求めます。町長。

町長

諮問第1号、人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦する方は、住所平取町本町201番地26、氏名鈴木茂氏でございます。生年月日は、昭和25年11月29日の71歳でございます。次のページをお開きください。経歴でございます。昭和44年に穂別高校卒業後、平取町役場平取町社会福祉協議会に、29年3月まで勤務しております。本町文化協会事務局長、札幌方面門別警察署協議会委員なども歴任しております。平成31年4月から人権擁護委員に委嘱され、今回は引き続きの推薦となります。鈴木氏は人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、適任と考え推薦するものですので、ご意見を賜りたいと存じます。説明は以上です。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。人権擁護委員として、鈴木茂氏を推薦することとして答申することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、鈴木茂氏を推薦することとして答申することに決定しました。

日程第7、議案第1号、平取町中小企業・小規模企業振興条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

観光商工
課長

議案第1号、平取町中小企業・小規模企業振興条例の制定についてご説明いたしますので、4ページをお開きください。制定の趣旨としましては、平取町は中小企業・小規模企業の事業者が多く、町民の雇用や町内の産業を支えている重要な存在ですが、技術革新の進展や社会経済状況の変化、人手不足など大きな変化や課題に直面しております。このような様々な環境変化や課題を乗り越え、事業者が将来にわたり継続的に発展、町内で事業活動を継続していくためには、関係者が一体となり、事業者を支えることが必要でございます。毎年関係者が協議し、施策や課題解決に向けて取り組んでおりますが、条例化することにより、改めて責務や役割を認識することができると考えております。商工会からの要望もあり、上位法であります小規模企業振興基本法に基づき、条例を制定するものでございます。

それでは条例の説明をいたしますので5ページをご覧ください。第1条では、

目的として、町の責務、事業者、商工会の役割を明らかにし、中小企業等の振興に関する施策を推進することを定めております。第2条では、定義として用語の意義、第3条では、基本理念を規定しております。第4条では、基本計画の策定として、事業者及び商工会と協議し、中小企業・小規模企業基本計画を策定することとしております。第5条では、町の責務として中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することとしております。第6条では、中小企業・小規模企業者の役割として、経済的、社会的環境の変化に対応して、自主的な経営基盤の強化、経営改革等に努めることとしております。第7条では、商工会の役割として、中小企業等の経営の向上及び改善に取り組むとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとしております。第8条では、基本的施策として、経営の安定及び革新に関する施策等9項目を定めております。第9条では、財政上の措置、第10条では、委任を規定しております。附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものとします。以上、平取町中小企業・小規模企業振興条例の制定についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。
7番四戸議員。

7番四戸議員 7番四戸です。今の課長の説明の中で、6ページの8条なのですけれども、8条の(4)、これ人材の育成と人材の確保、雇用の促進、と謳っているのですけれども、この雇用、今、商店街も担い手もいなくて大変だというのは、皆様にご承知のとおりだと思うのですけれども、このことについてどのようなことを考えているのか。この中身は、それを具体的にちょっと説明していただきたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 はい。人材育成の確保、あと雇用の促進等につきましては、まず第一としましては、そこの店舗で、例えばお子さんとかが今出ている、後に帰ってきてお店を継ぐことができる等、そういうことがこのしやすくなるような環境づくりを今後検討していく予定で、商工会さんともお話を詰めているところでございます。そのほかにも空き店舗の活用等もありますので、新たな店舗の活用とかですね、今年度も何店舗がオープンしていることもございますので、今後についてはそういう取組みにもどんどん力を入れていく方向で考えております。以上でございます。

議長 7番四戸議員。

7 番
四戸議員 今、課長の答弁で聞けばわからないわけではないのですが、やはり今、人を確保するという事は、どこの地域によっても大変なことなのです。生易しいことではないと思います。今の説明では物足りないのですが、どのようにして人を連れてくるのか。空き店舗の話も出ていましたけれども、空き店舗だってそんなに活用されていない現状なのです。その辺についてももう少し具体的な答弁をお願いします。

議長 観光商工課長。

観光商工
課長 はい、ちょっとまだ正直、そこまで細かなところまで考えてはいないのが正直なところですが、確かにおっしゃるとおり、平取に限らずどこも人材不足ということで、人を集めるというのはなかなか難しい状況ではございますので、今後も商工会と詰めながら町としてどう進めていくか、先ほど言ったとおりこの基本計画等を事業者、商工会と交えながら、どのように人を集め、平取に来ていただくかとか、そういうことも考えながらちょっと進めさせていただきたいと思います。

議長 7 番、四戸議員

7 番
四戸議員 課長、これ条例ですよ。条例をつくっているのではないですか。そういうことを商工会ときちんとやはり細かいところまで打合せして、それから出すのが条例だと思うのですが、その辺どういうふうに考えているのですか。

議長 町長。

町長 私からお答えいたします。この条例は、いわゆる基本条例といいますか、大元の方向性をこうやっていこうというようなことを確認しあうとか、そういうところが目的として大きい条例でございまして、それぞれ既にやっているような商工業の振興策もあるので、それとは違って、こういった項目を挙げて、明文化して、関係者等を行政が認識を同じくしていこうという、そういう条例だというようなことを是非ご理解いただければと思っておりますので、今後こういう条例で認識し合って、より具体的にこうやっていこうということを、商工会、関係団体とも話して、いろいろこれから組立てていくというようなことの私どもの認識ですので、是非ご理解いただければというふうに思っています。

議長 ほかに質疑ありませんか。2 番木村議員。

2 番 ちょっと聞きたいのですが、6 ページの 7 条の部分なのですが、こ

木村議員 　　れ見ると、商工会の負担がかなり大きいようなのですけれども、ここは下の項目なんて9項目までありますけど、これ実際、今やっているのと重なっている部分もあると思うのですが、商工会的にはこの部分というのはクリアしていいのかどうなのかちょっと聞きたい。

議長 　　　　木村議員、商工会的にはと今言ったのですけれども、観光商工課長。

観光商工課長 　　はい。商工会からの要望もありましたので、商工会もこの辺は理解していただいて、今後本当に町と商工会、事業者、それらが協力して進めていくので、商工会だけに大きな負担をかけるようなものではなくて、3者が協力して、今後進めていきたいと考えております。

議長 　　　　2番木村議員。

2番木村議員 　　それで、その7条のすぐ上の部分、6条の4なのですけれども、この中小企業は商工会に入れとか、入らなければ駄目みたいな感じで書かれているんです。それで、商工会に入っていないければ、このことというのは最終的に使えないのか、どうなのか。これは今話あったように、商工会の要望だから分かるのですけれども、ただ商工会に入っていない人も中にはいると思うのです。そのときはこの条例についてどうなるのかということをお聞きしたい。

議長 　　　　町長。

町長 　　　　先ほどお答えしたように、今後、より具体的な事業施策が出てくるとは思いますけれども、今までの例を言っても、例えば起業家支援ですとか、そういうのは商工会に入る入らないという条件はなくて、できれば入ってほしいというような、そういうお願いはするのですけれども、だからそこは、そういう条件の人たちにはしないというようなこと、ものにもよるとは思うのですけれども、基本的には町内で事業を営む方が、全部これによって恩恵を受けるような形になるかというふうに思っております。

議長 　　　　ほかに質疑ありませんか。
（質疑なしの声）
なければ質疑を終了いたします。
次に討論を行います。反対討論はありますか。
（反対討論なしの声）
討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第1号、平取町中小企業・小規模企業振興条例の制定につきましては、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第2号、平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

はい、議案第2号、平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたしますので、議案書の8ページのほうをご覧くださいと思います。

平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。次のページをご覧ください。平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものであります。今回の改正理由につきましては、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準及び子供子育て支援法等の支援法施行規則の一部を改正する内閣府令に準じ、町の条例を改正するものであります。それでは改正内容についてご説明いたしますので、13ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正案となり、各線の箇所をそれぞれ改正するものであります。改正内容ですけれども、目次中第3節、特定地域型保育給付費に関する基準第51条、第52条の次に、第4章雑則第53条を追加いたします。第5条第2項から15ページの第6項及び第38条2項の保育所等の事業者等側の作成、保存などを行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法により提供することができるなどの電磁的記録等に関する規定を削除し、また、13ページのほうに戻るのですけれども、追加した第4章雑則第53条に1項から6項を設け、削除した電磁的記録等に関する規定を追加し、電磁的方法による対応も可能である旨を包括的に規定いたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第2号、平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

したがって日程第8、議案第2号、平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第3号、平取町実践農場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第3号、平取町実践農場設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書21ページをお開き願います。平取町実践農場設置条例の一部を次のように改正しようとするものであります。

平取町実践農場設置条例は、平成12年に制定し、町内で生産する施設野菜におけるクリーン農業などの推進を図るため、栽培技術の総合的な実践の場として、また、現在は主に、町が進める農業の担い手確保に向けた新規就農者受入れ事業に係る農業研修生の研修の場として使用するために定めた条例であります。このたび改正する理由につきましては、町では地域農業の振興及びトマト生産地の維持を図っていくために、今後予想されます町内の施設野菜、トマト生産者の離農や規模縮小に伴い、未利用となる農業施設ハウスの利活用を考え第三者経営継承事業による新規就農者受入れ事業への拡充を図っていきたいと考えています。つきましては、新規就農農業研修生が、2年目に町が設置する実践農場にて自立に向けた研修を行っておりますが、農場が町内に2か所であるために、第三者経営継承事業を希望する農業研修生が、円滑に就農ができるよう、継承予定地を2年目の実践研修の場として、町の実践農場に位置づけしていくものであります。それでは、改正内容についてご説明いたしますので、23ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が現行、左側が改正案であります。今回、下線の箇所を改正するものであります。

第2条の実践農場の名称及び位置について、第2条中、別表のとおりとするの次に、ただし、第三者経営継承事業に係る実践農場は町長が必要と認める位置とすることができるものと加えるものであります。平取町実践農場設置条例の一部を改正する条例の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

したがって日程第9、議案第3号、平取町実践農場設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

ここで休憩いたします。

再開は2時10分からといたしますので、よろしく願いいたします。

(休憩 午後1時58分)

(再開 午後2時08分)

議長

それでは、全員お揃いですので再開いたします。

日程第10、議案第4号、令和3年度平取町一般会計補正予算第11号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号、令和3年度平取町一般会計補正予算第11号につきましてご説明いたしますので、24ページをお開き願います。

令和3年度平取町一般会計補正予算第11号は、次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3904万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億7885万円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとしています。第2条の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用できる経費は、第2表、繰越明許費によるものとするものです。また、第3条の地方債の変更は、第3表、地方債補正によることとしております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、37ページをお開き願います。

上段、2款1項9目企画費、332万5000円を増額するものです。11節役務費手数料、210万5千円の増額です。これは、川向、紫雲古津、振内地区において、北電柱の支障移転工事に伴い、その北電柱に添架している光ケーブルを移設するための費用と、光インターネットの加入者が増加したことにより、光ファイバーを利用したブロードバンド設備を整備する費用をそれぞれ増額するものであります。なお、財源については、利用者使用料の光ファイバー通信回線使用料を充当し、なお、不足する財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。18節負担金補助及び交付金、122万円の増額です。これは、道南バスが運行する路線を維持し、住民の足を確保するため、当初予算において3500万円を計上しておりましたが、新型コロナウイルスの影響によりバス利用者が減少し、また燃料費が高騰したことから、各路線の収支に不足が生じたため、その不足分を追加補填するものであります。なお、財源に

つきましては、前年度繰越金を充当するものです。続いて下段、3款1項1目社会福祉総務費、136万円を増額するものです。これは、7節報償費から10節事業費までについては、当初予算においてアイヌ政策推進交付金を活用し、アイヌ文化国際交流事業として、ニュージーランドのタフィアウ校との国際交流事業を計画しておりましたが、新型コロナウイルスの感染状況や渡航制限などの影響により、令和3年度内に事業を実施することが困難となったことから、事業費を全額減額するものであり、その財源についてはアイヌ政策推進交付金を減額し、前年度繰越金を戻すなどの財源調整を行うものであります。

19節扶助費については、灯油価格の高騰に伴い、在宅で生活する高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯などの非課税世帯に対し、1世帯あたり1万円の福祉灯油券を支給して、生活の安定と福祉の向上を図るものであります。なお、財源につきましては、地域づくり総合交付金を充当し、なお、不足する財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。

38ページをお開き願います。上段、3款1項2目老人福祉費18節負担金補助及び交付金、96万3000円の増額です。これは、令和2年度における後期高齢者医療療養給付金負担金が確定したことによる精算分であります。なお、財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。続いて下段、3款1項7目工芸伝承館費17節備品購入費、710万6000円の減額です。これは、当初予算においてアイヌ政策推進交付金を活用し、アイヌ工芸品制作機器導入事業として、アイヌ工芸伝承館において木工工芸機械の自動カンナ盤と簡易製材機を購入する予定でありましたが、今般の世界的な半導体の不足に伴い、減産による品薄状態が続き、令和3年度内に機械等の納品が難しくなったことから、事業費を全額減額するものであり、その財源については、アイヌ政策推進交付金を減額し、前年度繰越金を戻すなどの財源調整を行うものであります。

39ページをお開き願います。上段、4款1項4目環境衛生費、721万7000円を増額するものです。7節報償費、492万6000円の増額です。これは、令和2年度の北海道における狩猟や許可によるエゾシカの捕獲数確定値は、全道で12万9502頭となり、令和元年度と比較しますと21.3%の増加となり、この内、日高西部地域での捕獲頭数は1万8602頭で、全道全体の14.4%を占めるものでありまして、また、令和2年度の農林業被害額については40億6800万円となり、前年度比較で2億7100万円の増額となっております。今回の補正については、10月までのシカの捕獲実績と前年度との伸び率を推計した場合、他の鳥獣を含めた1月報償金などの支払い分に予算不足が生じる見込みであることから、増額するものであります。具体的には、シカについては、捕獲頭数を2300頭から2754頭に、特定外来生物のアライグマなどは450頭から591頭に、ヒグマは23頭から31頭に、キツネは100頭から77頭に、カラスは50羽から20羽にするなど、計画駆除頭数を変更して、総額492万6000円を増額するものです。また、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金については、令和3年度において国及び道

からの配分額が増加したことから、当初予算より補助率40%引上げ、さらに、捕獲増頭分についても、1頭当たり1500円を加算し、また、地域づくり総合交付金についても、搬入手数料として1頭当たり1000円を上乗せ加算するなど、補助金が大幅に増額されたものであります。なお、財源については、配分額が増額した鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金を充当することにより、過充当となる一般財源につきましても、前年度繰越金に戻すなどの財源調整を行うものであります。11節役務費手数料、229万1000円の増額です。これは、只今、報償費においてご説明したとおり、捕獲したシカを町が指定する加工処理施設へ搬入するための手数料であります。なお、財源については、地域づくり総合交付金を充当し、なお、不足する財源につきましても、前年度繰越金を充当するものです。続いて下段、5款1項4目畜産業費、1067万5000円を増額するものです。10節事業費修繕料、96万8000円の増額です。これは、宿主別牧野の牛舎の水道管が地表から露出していることから、冬季間、水道凍結が起こるため、給水タンク内に温水用の暖房ボイラーを設置して、水道管の凍結防止に努めるものであります。なお、財源につきましても、前年度繰越金を充当するものです。次に新たに節を設け、16節公有財産購入費、970万7000円の増額です。これは、町内肉牛生産者の担い手不足や高齢化などの問題により、肉牛肥育生産者が減少し、町の特産品であるびらとり和牛の生産振興を図る必要があることから、町有牧野における新たな生産体制を構築するため、町内で規模縮小を予定している繁殖・肥育生産者が所有する土地や作業機械を購入して、びらとり和牛のブランド維持に努めるものであります。なお、財源につきましても、前年度繰越金を充当するものです。40ページをお開き願います。上段、6款1項2目商工振興費20節貸付金、520万7000円の増額です。これは、新型コロナウイルスの影響により、中小企業特別融資資金の申請が増加したため、その預託金を増額するものであります。なお、財源につきましても、中小企業融資資金貸付金元金収入を充当するものです。続いて下段、6款2項1目観光振興費12節委託料、438万3000円を減額するものです。一つは、新型コロナウイルスの影響による幌尻登山の中止に伴い、幌尻山荘の管理委託料を減額するものであります。なお、財源については、全額雑入の幌尻山荘利用者負担金を減額し、なお、不足する財源につきましても、前年度繰越金を充当するものです。2つ目は、当初予算においてアイヌ政策推進交付金を活用し、地域イベントによるアイヌ文化情報発信事業として、古式舞踊や体験事業などを計画しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、各種イベントの中止や事業の縮小などが行われたため、事業費の一部を減額するものであり、その財源については、アイヌ政策推進交付金を減額し、前年度繰越金を戻すなどの財源調整を行うものであります。3つ目は、当初予算においてアイヌ政策推進交付金を活用し、アイヌ文化魅力発信事業を計画しておきまして、当該事業にスマートフォンを利用し、ゴールデンカムイなどの人気アニメを活用したアイヌ文化に関

する謎解きイベントの内容を追加して申請したところ、この度、同交付金が採択されたため、追加事業費分を増額するものであり、その財源についてもアイヌ政策推進交付金と前年度繰越金をそれぞれ充当するものです。

4 1 ページをお開き願います。上段、6 款 2 項 2 目公園管理費 1 4 節工事請負費、5 1 万 7 0 0 0 円の減額です。これは、すずらん群生地整備工事に係る財源については、当初予算において地域づくり総合交付金と過疎対策事業債をそれぞれ充当しておりましたが、この度、地域づくり総合交付金が不採択となったことから、事業費の確定に伴う執行残分を減額するものでありまして、なお、不足する財源については、過疎対策事業債の増額と新たに前年度繰越金を充当するものであります。続いて下段、7 款 2 項 1 目道路維持費 1 4 節工事請負費、4 0 0 0 万円の減額です。これは、道路ストック構造物整備工事に於いて荷葉福満線の擁壁工 1 基を計画しておりましたが、沙流川築堤に係る影響があるため、開発局と河川協議を実施した結果、築堤内に敷設した光ケーブルが支障となることが判明し、開発局による光ケーブルの移設が必要となり、令和 3 年度中の移設工事が完成しない見込みであることから、事業費を全額減額するものであり、その財源については、社会資本整備総合交付金と過疎対策事業債をそれぞれ減額し、前年度繰越金を戻すなどの財源調整を行うものであります。

4 2 ページをお開き願います。上段、7 款 2 項 2 目道路新設改良費 1 2 節委託料ですが、芽生旭線と小平鹿戸国井線については、事業費の確定によりそれぞれ事業費を変更するものであり、その財源については、芽生旭線は前年度繰越金に 5 0 万円を戻し、また、小平鹿戸国井線については、過疎対策事業債を 5 0 万円増額するものであります。1 4 節工事請負費については、川向町界線と豊糠学校線についても同様に、事業費が確定したことによる事業費の変更でありまして、川向町界線については、過疎対策事業債を 2 0 万円増額し、また、豊糠学校線については、過疎対策事業債を 2 0 万円減額するものであります。続いて下段、7 款 2 項 3 目橋梁維持費 1 2 節委託料、3 7 0 0 万円の増額です。これは、岩内橋や総主別 1 号橋などの新規事業と亜別 4 号橋などの橋梁補修設計については、事業費の確定や入札などによる事業費の変更でありまして、その財源については、橋梁長寿命化事業として過疎対策事業債を 6 0 万円増額して、前年度繰越金に 6 0 万円を戻すなどの財源調整を行うものであります。また、川向陸橋、佐藤橋、志文橋、藤内橋などの 4 つの橋梁補修設計については、1 年前倒し繰越明許費として予算措置するものでありまして、その財源については、社会資本整備総合交付金と前年度繰越金をそれぞれ充当するものです。1 4 節工事請負費、3 7 0 0 万円の減額です。仁世宇 1 号橋旧橋解体工事については、仮設工法の変更などにより事業費が縮減されたことから減額するものであり、その財源については、社会資本整備総合交付金を減額し、沙流川ダム地域振興基金と前年度繰越金については、各科目に戻すなどの財源調整を行うものであります。また、貫気別川向橋とモイワ橋については、事業費の確定や入札などによる事業費の変更でありまして、その財源については、社会資本整

備総合交付金を増額し、また橋梁長寿命化事業として過疎対策事業債についても増額するものであります。

43ページをお開き願います。上段、7款3項1目河川維持費14節工事請負費ですが、オサツナイ沢川、タンノの沢、長知内ヤマダの沢の各整備工事については、事業費の確定による変更でありまして、その財源については、当初予算において3事業とも緊急自然災害防止対策事業債を充当していることから、同事業債をオサツナイ沢川は160万円を減額し、タンノの沢は230万円を増額し、長知内ヤマダの沢は70万円を減額するものであります。

続いて下段、8款1項1目消防費18節負担金補助及び交付金、1575万4000円を減額するものです。平取消防署費は、令和3年度の人事異動に伴う人件費の減額と情報共有システムの交換修理代や事務用椅子の購入費などを増額して、合計で937万6000円を減額するものであります。平取消防団費については、新型コロナウイルスの影響により各行事が中止となったため、出初式や技能訓練大会などの出動日当を減額して、合計で161万4000円を減額するものであります。次に、平取消防施設費については、救助用ロープと振内分遣所に配備された水槽車のスパイクタイヤの購入費による増額のほか、所長室や通信室へのエアコンの設置と荷菜地区における防火水槽の改修費などを増額して、合計で368万6000円を増額するものであります。また、あわせて、令和2年度の不用額のほかに令和3年度の歳入や共通経費などの不用額についても減額するものでありまして、総額1575万4000円を減額して、令和3年度の日高西部消防組合負担金を支払うものであります。

44ページをお開き願います。上段、9款2項1目学校管理費10節需用費燃料費、245万7000円の増額です。これは、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、各学校において集団感染リスクの低減と3つの密の回避策として、1日に複数回、教室内の窓やドアを開けて自然換気を行っておりますが、教室内の温度が下がることから、室温低下による健康被害が生じないように室温管理の徹底に努めてきたため、燃料消費量が増加し、また、燃料価格の高騰などの影響により予算に不足が生じる見込みであることから増額するものであります。なお、財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。続いて下段、9款3項1目学校管理費10節需用費燃料費、125万1000円の増額です。これは、只今、小学校費でご説明したとおりでございます。

45ページをお開き願います。上段、9款4項1目社会教育総務費12節委託料、100万円の減額です。これは、当初予算においてアイヌ政策推進交付金を活用し、青少年国際交流事業として、ニュージーランドのマオイ族との交流を促進させるため、1か月程度、高校生2名が相互にホームステイする計画でありましたが、新型コロナウイルスの影響により令和3年度内に事業実施することが困難となったため、事業費を全額減額するものであり、その財源については、アイヌ政策推進交付金を減額し、前年度繰越金を戻すなどの財源調整を

行うものであります。続いて下段、9款4項3目文化財保護費8節旅費、273万6000円の減額です。これも、当初予算においてアイヌ政策推進交付金を活用し、ジャパンハウスロンドン派遣事業として、二風谷ブランドを世界に発信し、アイヌ文化振興の促進を図るための事前協議を計画しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、ジャパンハウスロンドン側から協議等の延期要請があったことから事業を中止したため、事業費を全額減額するものであり、その財源については、アイヌ政策推進交付金を減額し、前年度繰越金を戻すなどの財源調整を行うものであります。歳出については以上でございます。次に、歳入についてご説明いたしますので、31ページをお開き願います。

上段、14款1項1目総務使用料2節情報通信施設使用料光ファイバー通信回線使用料、7000円の増額です。これは先ほど歳出でご説明したとおり、光インターネットの回線使用料を増額するものであります。続いて下段、15款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金アイヌ政策推進交付金、1191万8000円の減額です。これは歳出でご説明したとおり、新型コロナウイルスの影響によりアイヌ文化国際交流事業などの6事業について、事業の中止や見直しなどにより、総額1191万8000円を減額するものです。

32ページをお開き願います。上段、15款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金、839万5000円の減額です。これは、歳出でご説明したとおり、岩内橋、総主別1号橋などの新規事業と川向陸橋などの繰越明許による橋梁修繕事業として、2600万2000円を増額するほか、仁世宇1号橋における工法変更により、2660万9000円を減額し、また、荷菜福満線における付属物点検修繕事業の中止により、778万8000円を減額して、総額839万5000円を減額するものです。

続いて下段、16款2項2目民生費道補助金1節社会福祉費補助金地域づくり総合交付金、75万円の増額です。これは、歳出でご説明したとおり、灯油価格の高騰により福祉灯油支給事業を実施するための費用でありまして、その財源については、人口規模により交付基準額の2分の1が交付される地域づくり総合交付金を見込んだものであります。33ページをお開き願います。上段、

16款2項3目衛生費道補助金1節保健衛生費補助金、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金、1040万2000円の増額と、地域づくり総合交付金120万5000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、令和3年度において、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金の配分額が増加したことによる増額と、地域づくり総合交付金の1頭当たりの搬入費の上乗せ加算などによる増額であります。続いて下段、16款2項5目商工費道補助金1節商工費補助金地域づくり総合交付金、120万円の減額です。これは歳出でご説明したとおり、すずらん公園整備事業として申請しておりました地域づくり総合交付金が不採択となったことから、減額するものであります。

34ページをお開き願います。上段、19款1項2目沙流川ダム地域振興基金繰入金1節沙流川ダム地域振興基金繰入金、1400万円の減額です。これは

歳出でご説明したとおり、仁世宇1号橋旧橋解体工事の中止をしたことから減額するものであります。続いて下段、20款1項1目繰越金1節繰越金、1240万1000円の増額です。今回の補正財源については、新型コロナウイルスの影響に伴い、各事業の中止や見直しなどを行い、総事業費が減額したことから、当初見込んでおりました国や道の補助金も減額されたため、その不足財源を補うため前年度繰越金を充当するものです。35ページをお開き願います。上段、21款3項2目中小企業融資資金貸付金元金収入1節中小企業融資資金貸付金元金収入、520万7000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、中小企業特別融資資金の申請者が増加したことによる増額であります。続いて下段、21款4項1目雑入2節雑入幌尻山荘利用者負担金、440万円の減額です。これは、歳出でご説明したとおり、幌尻山荘を中止したことによる減額であります。36ページをお開き願います。上段、22款1項5目商工債2節観光債すずらん公園整備事業、60万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、地域づくり総合交付金が不採択となったことから、その不足財源を確保するため、過疎対策事業債を増額するものです。続いて下段、22款1項6目土木債1節道路橋梁債、2970万円を減額するものです。一つは苧菜福満線擁壁工事における道路ストック構造物整備事業を中止したことから、過疎対策事業債を減額するものです。2つ目の橋梁長寿命化事業については、岩内橋や総主別1号橋などの新規事業として過疎対策事業債を増額し、また、亜別4号橋や貫気別川向橋については、事業費の確定や入札などによる事業費の変更により、過疎対策事業債を減額するものであります。また、小平鹿戸国井線、豊糠学校線、川向町界線についても事業費が確定したことから、過疎対策事業債をそれぞれ変更するものでありまして、総額2970万円を過疎対策事業債から減額するものであります。2節河川債ですが、これは歳出でご説明したとおり、オサツナイ沢川、タンノの沢、長知内ヤマダの沢についても事業費が確定したことから、緊急自然災害防止対策事業債をそれぞれ変更するものであります。なお、本起債については、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される交付税の財政措置があるものです。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。

次に、第2表、繰越明許費についてご説明いたしますので、27ページをお開き願います。7款2項橋梁長寿命化事業3700万円については、令和3年度末までに事業が完了する見込みがないことから、これを令和4年度に繰り越そうとするものです。次に、28ページの第3表、地方債補正をお開き願います。第3表、地方債補正は起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明記したものとなっております。先ほど歳出でご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は、すずらん公園整備事業ほか8事業であり、各事業における補正前と補正後における限度額については、それぞれ記載のとおりでありまして、その限度額総額を7億6730万円から7億3820万円に変更するものです。次に46ページをお開き願いま

す。地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書については、前前年度末の令和元年度末の現在高、前年度の令和2年度末の現在高見込額、並びに当該年度令和3年度末の現在高見込額につきましては、それぞれ記載のとおりです。

以上、議案第4号、令和3年度平取町一般会計補正予算第11号について、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

只今説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番高山議員。

9番
高山議員

9番高山です。一点ちょっと、補正予算に上がるまでの協議の経緯について、37ページの福祉灯油の助成費について伺いたいというふうに思っています。これは例年やっているように、1万8000円の流れかなというふうには思うのですけれども、協議の中で、今年度そういった意味では灯油の高騰もありますけれども、コロナのにより生活困窮者が非常にというようなことがあるので、1万8000円ではなくて、例えば、ほかの町村でやっている100リッターは確保してあげようとか、何かそういう協議があったのかどうかだけ、お話を聞かせていただければと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。そういうような協議は今回はありませんでした。ほかの町のそういう供給量100リッターということだと思うのですけれども、今回のうちの単価が100円を超えた時点で、その単価に基づきますと、大体100リッターという数字になりますので、それが大体妥当なのかなということで、この金額になっております。

議長

よろしいですか。9番高山議員。

9番
高山議員

現在の福祉灯油ではなくて、灯油の単価というのはどれぐらいですか。町内で大体。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

今回の福祉灯油の場合、12月1日時点の町民の方で、12月中旬における道のローリー単価ということになっておりますので、その単価が大体107円ぐらい程度だったのですけれども、その金額になりましたので今回1万円の支給ということになっております。

議長

9番高山議員。

9 番
高山議員

内容はもちろんわかりますし、これ福祉灯油の助成の要綱もあると思うのですが、要綱は条例規則と違って内部の事務が執行する部分における目安ということですので、今年度は本当は単純な単価ということではなくて、コロナによる生活困窮にも配慮した形の中で、この灯油決めていただいたのかなと思ったのですが、今年度はあれですけれども、これだけ長いこと福祉灯油も含めて生活困窮についてもということがありますので、今後はその要綱にとらわれないで、やはり社会経済情勢考えた中で検討して協議して、補正に上げていただければ大変ありがたいかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

議長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

なければ質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第10、議案第4号、令和3年度平取町一般会計補正予算第11号は、原案のとおり可決しました。

日程第11、報告第1号、委員会審査報告について、日程第12、報告第2号、委員会審査報告について、以上2件を一括して議題といたします。

決算審査特別委員会委員長より、令和3年第10回定例会認定第1号、令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、同じく認定第2号、令和2年度平取町各会計決算認定については、それぞれ認定すべきとの審査報告が提出されております。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは報告第1号について採決を行います。

本件に関する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第11、報告第1号委員会審査報告については、報告のとおり認定と決定しました。

続いて、報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第12報告第2号、委員会審査報告については、報告どおり認定と決定しました。

日程第13、意見書案第7号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案の提出についてを議題といたします。提出議員からの説明を求めます。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

それでは、お手元の意見書案を基に簡略に説明をさせていただきます。
地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案。北海道では、定期的に行われている海洋観測からも海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしているとされており、地球温暖化海水温上昇の原因の究明が急務となっている。その被害は年々増しており、サケ、サンマにとどまらず昆布の水揚げにも影響が出ている。このことは、漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え、地域の衰退を招きかねない。また、新型コロナウイルス感染症による消費減退や今年9月以降、赤潮の発生による経済的損失が、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。よって、国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。記、1、カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。3、被害対策の策定と支援を行うこと。4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。6、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出議員は、私櫻井、賛成議員は、金谷議員、中川議員であります。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣であります。以上です。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。

本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第13、意見書案第7号については、原案のとおり可決しました。

日程第14、意見書案第8号、令和4年度の米政策に関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。1番櫻井議員。

1番

それでは、これもお手元の意見書案をもとに簡略に説明をさせていただきます。

櫻井議員

令和4年度の米政策に関する意見書案。現在、令和4年度農林水産予算に伴う水田活用の直接支払い交付金の急激な見直しによって、生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤が大きな影響を受けることが懸念されます。つきましては、地域農業振興や生産現場の意見も踏まえた運用となるよう、下記のとおり要請いたします。記、政府においては、現在、令和4年度農林水産予算編成に伴い、水田活用の直接支払い交付金を含む米政策の見直しを行っております。北海道の各地域は、昭和40年代から主食用米の生産調整に自ら取り組み、その地域の特色や町に合った作物を選択し作付転換を行い、主食用米の需給安定と生産者の経営安定地域の農業生産基盤の強化に努めてまいりました。今般の水田活用の直接支払い交付金の急激な見直しは、主食用米の需給のみならず、飼料用米や小麦、大豆、牧草等といった転換作物の需給にも影響を及ぼし、営農計画や地域農業振興計画の大きな変更も迫られるなど、水田・酪畜経営へ及ぼす影響は計り知れないだけでなく、このことにより、離農が増加し農家戸数の減少、地域の崩壊に繋がりがかねません。また、交付金の対象とならない水田が発生することにより、今後の農地集積が進まず、耕作放棄地の増大に繋がりが、安定的な食料供給をも脅かしかねません。よって、今後の水田活用の直接支払い交付金の詳細なルールの設定に当たっては、生産現場の意見にも配慮し、十分にかつ慎重な検討を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出議員は、私櫻井、賛成議員は、高山議員、中川議員であります。提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、以上です。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第14、意見書案第8号については原案のとおり可決しました。

休憩いたします。追加議案を配付いたします。

(休憩 午後3時00分)

(再開 午後3時01分)

議長

それでは再開いたします。

お諮りいたします。承認第1号、閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会におきまして所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨、申出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定いたしました。

本定例会に付されました事件の審議状況を報告いたします。

諮問1件で答申1件、議案4件で原案可決4件。

報告2件で認定2件、意見書案2件で原案可決2件。

承認1件で決定1件でございます。

お諮りいたします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。令和3年第14回平取町議会定例会をこれで閉会いたします。

閉会に当たりまして私のほうから一言挨拶を申し上げたいと思います。

(議長挨拶)

次に町長より挨拶をお願いいたします。

町長

(町長挨拶)

議長

以上で、全てを終了いたします。

お疲れさまでございました。

なお、この後3時20分から議員委員控室で、議会広報特別委員会を開催しますので、委員の出席をよろしくお願いいたします。

(閉 会 午後3時10分)